

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第十四号

昭和四十五年三月二十日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 広瀬 秀吉君

理事 奥田 敬和君

理事 木部 佳昭君

佐伯 宗義君

高橋清一郎君

丹羽 久章君

福田 繁芳君

松本 十郎君

吉田 重延君

堀 昌雄君

貝沼 次郎君

春日 一幸君

青柳 盛雄君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

外務省経済協力

局長 沢木 正男君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主計局次 船後 正道君

長 大蔵省国際金融 奥村 輝之君

局長 運輸政務次官 山村新治郎君

運輸省航空局長 手塚 良成君

委員外の出席者

通商産業省貿易 振興局経済協力 黒部 穰君

部長 大蔵委員会調査 末松 経正君

室長

委員の異動

三月二十日

辞任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

委員の異動

三月二十日

辞任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

委員の異動

三月二十日

辞任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

委員の異動

三月二十日

辞任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

委員の異動

三月二十日

辞任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

委員の異動

三月二十日

辞任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

委員の異動

三月二十日

辞任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

青柳 盛雄君

補欠選任

竹本 孫一君

小林 政子君

同日

西村 榮一君

第十五条第一項、第五百三十五條第一項並びに第六百九十九條の二十第一項中「に應じ、当該税額百円について一日四銭」を「の日に数に應じ、年十四・六パーセント」に、「一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第七十四條の五第一項及び第四百六十九條第一項中「に應じ、当該税額百円について一日二銭」を「の日に数に應じ、年七・三パーセント」に改める。

第九十五條第二項、第二百二十五條第二項、第二百七十七條第二項、第三百二十八條の十第二項、第四百九十七條第二項、第五百六十五條第二項、第六百八十七條第二項、第七百條の三十一第二項、第七百一十條の十第二項及び第七百二十條第二項中「に應じ、当該不足金額百円について一日四銭」を「の日に数に應じ、年十四・六パーセント」に、「一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第九十條の三第二項中「につき、」を「の日に数につき、」に、「百円につき一日五銭」を「年十八・二五パーセント」に、「百円につき一日三銭」を「年十一パーセント」に、「百円につき一日一銭七厘」を「年六・二五パーセント」に改める。

第九十條の四中「百円につき一日五銭」を「の額につき年十八・二五パーセント」に、「期間について」を「期間の日に数に應じて」に改める。

(農地法の一部改正)

第五条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一條中「五分五厘」を「五・五パーセント」に改める。

第四十三條第二項中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五パーセント」に改める。

(外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部改正)

改正)

第六條 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「五分五厘」を「五・五パーセント」に、「六分」を「六パーセント」に改める。

第十三條中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五パーセント」に改める。

(関税法の一部改正)

第七條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に、「百円につき一日四銭」を「年十四・六パーセント」に改める。

第十三條第二項中「期間」を「期間の日に数」に、「百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

第六十條第一項中「百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第八條 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第九十條第四項中「百円につき一日三銭」を「年十・七五パーセント」に改める。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第九條 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「百円につき一日三十銭」を「年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする)」に改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第十條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項及び第二項中「百円につき一日三銭」を「につき年十・九五パーセント」に改める。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第十一條 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二條 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の十第六項中「の期間に應じ、税額百円につき一日二銭」を「に係る所得税の額に、その延納の期間の日に数に應じ、年七・三パーセント」に改める。

第六十六條の五中「一日二銭」を「年七・三パーセント」に、「当該利子税に係る法人税額百円につき一日三銭五厘」を「年十二・七七五パーセント」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第十三條 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「日歩一銭」を「年三・七五パーセント」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十四條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「に應じ、その金額百円につき一日二銭」を「の日に数に應じ、その金額に年七・三パーセント」に改める。

第六十條第二項中「に應じ、その未納の税額百円につき一日四銭」を「の日に数に應じ、その未納の税額に年十四・六パーセント」に、「百円につき一日二銭」を「年七・三パーセント」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第三項中「について、その延納の期間に應じ、税額百円につき一日二銭の割合で」を「の額に、その延納の期間の日に数に應じ、年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。

第三百三十六條第一項中「税額百円につき一日二銭の割合で」を「年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十五條第七項及び第七十八條第三項中「について」を「の額に」に、「に應じ、税額百円につき一日二銭の割合で」を「の日に数に應じ、年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第十七條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九十一條第二項中「年六分」を「年六パーセント」に改め、同條第二項中「完了するまで百円につき一日四銭」を「完了する日までの日に数に應じ、年十四・五パーセント」に改める。

第六十六條第三項中「百円につき一日四銭」を「年十四・五パーセント」に改める。

(健康保険法等の一部改正)

第十八條 次に掲げる法律の規定中「百円二付一日四銭」を「三付年十四・六パーセント」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條第四項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十二條第四項

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第十九條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・六パーセント」に改める。

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二條第一項
二 失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第三十六條第一項
三 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七十七号）第三十五條第一項
四 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十條第三項
五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第八十七條第一項
六 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第五十七條第三項
七 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第九十七條第一項
八 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二百六條第三項
九 港灣労働法（昭和四十年法律第二百二十号）第四十二條
十 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七條
（農林漁業等共済組合法の一部改正）
第二十條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日三銭」を「につき年十・七五パーセント」に改める。
一 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第八十七條の二第七項
二 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第一百五十五号）第九條
（土地改良法等の一部改正）
第二十一條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五パーセント」に改める。
一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十條の二第五項
二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第八十九條の二第四項
三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）第二十二條

四 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第七十二條
五 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第七十九條
六 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）第四十條
七 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第二十六條第六項
八 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第三十二條第五項
九 金屬鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）第二十條の九第五項
十 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十四條第五項
十一 八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第二十四條第五項
十二 石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第八條
十三 特定繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第四十六條第五項
十四 水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第十條
（昭和四十四年法律第七十三号）附則第十條
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十一号）第二十五條第七項
（道路法等の一部改正）
第二十二條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「年十四・五パーセント」に改める。
一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七十三條第二項
二 海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三十五條第二項
三 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十六條第二項
四 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第三十七條第二項
五 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三十八條第二項

六 特定港灣施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第五條第二項
七 都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第七十五條第四項
八 都市再開発法附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律（昭和三十六年法律第九十九号）第四十七條第五項
（公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正）
第二十三條 次に掲げる法律の規定中「期間」を「期間の日数」に、「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五パーセント」に改める。
一 公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十三年法律第六十五号）第十一條
二 矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）第十一條
（中小企業退職金共済法等の一部改正）
第二十四條 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日六銭」を「につき年十四・六パーセント」に改める。
一 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二十條第二項
二 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）第十七條第二項
三 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百一十九号）第十九條第二項
（年当たりの割合の基礎となる日数）
第二十五條 前各条の規定による改正後の法律の規定（他の法令の規定において準用する場合を含む。）に定める延滞税、利子税、還付加算金、延滞金、加算金、過怠金、違約金、割増金、納付金及び延滞利息その他法令で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの法律の規定その他法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
附則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（土地収用法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 土地収用法第九十條の三第二項及び第九十條の四（これらの規定を同法第九十八條第一項において準用する場合を含む。）に規定する加算金又は過怠金でこれらの規定に規定する遅滞した期間又は怠った期間の初日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にあるものの額の計算については、なお従前の例による。
（農地法等の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第五條、第八條、第二十一條及び第二十二條の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されるこれらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に改正後の第二号、第五号又は第六号に掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定数又は条例により定められている場合は、施行日から一年間は、そのこえる割合により当該計算を行なうことを妨げない。
一 農地法第四十三條第二項（同法第六十七條第三項、第六十八條第三項及び第六十九條第四項（同法第七十條第二項において準用する場合を含む。）並びに農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第十四條第二項において準用する場合を含む。）
二 土地区画整理法第九十條の二第五項
三 土地改良法第九十條の二第五項
四 公衆電気通信法第七十九條
五 道路法第七十三條第二項
六 都市計画法第七十五條第四項
七 都市再開発法附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第四十七條第五項

(外航船舶建造融資利子補給臨時措置法等の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条、第二十条及び第二十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日の前日に到来するこれらの規定に規定する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した当該納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

ただし、施行日において現に改正後の第二号に掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款により定められている場合には、施行日から一年間は、そのこえる割合により当該計算を行なうことを妨げない。

一 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第十三条

二 農業災害補償法第八十七条の二第七項(同法第二百三十二条において準用する場合を含む。)

三 鉱業法第八十九条の二第四項

四 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第二十条

五 臨時石炭鉱害復旧法第七十二条

六 石炭鉱業合理化臨時措置法第四十条

七 森林開発公団法第二十六条第六項

八 水資源開発公団法第三十二条第五項

九 金属鉱物探鉱促進事業団法第二十条の九第五項

十 河川法第七十四条第五項

十一 石炭鉱業再建整備臨時措置法第八条

十二 特定繊維工業構造改善臨時措置法第四十六条第五項

十三 水資源開発公団法の一部を改正する法律附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛知用水公団法第二十五條第七項

(農業改良資金助成法等の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次に掲げる法律の規定に規定する違約金で施行日前に締結された契約による貸付金に係るものの額の計算については、なお従前の例による。

一 農業改良資金助成法第十一条

二 中小企業近代化資金等助成法第九条(準備預金制度に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 準備預金制度に関する法律第八條第一項の規定により納付すべき金額でその計算の基礎となる月の末日が施行日前に到来したものの計算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 次に掲げる法律の規定に規定する延滞利息の全部又は一部で施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

一 公衆衛生修学資金貸与法第十一条

二 矯正医官修学資金貸与法第十一条

理由

利率等を日歩建てで表示している法律の規定について、国民的能率の向上に資するとともに、国際慣行にそつた表示方式をとるため、年利建ての表示に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○毛利委員長 政府より提案理由の説明を求めます。中川大蔵政務次官。

○中川政府委員 ただいま議題となりました利率等の表示の年利建て移行に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国におきましては、金利の表示につきまして、主として日歩建てと年利建てとの二つが併用されており、表示方法が統一されていない状況にあります。これは、国民的能率の観点から好ましいことではなく、また、最近における経済及び国民生活の著しい国際化の動き

に即応するためにも、国際慣行に合つた金利表示方式を整える必要が強く感じられるのであります。

このような背景のもとに、先般、公定歩合の年利建て移行が実施された機会に、金融界におきましては、各金融機関の貸し出し金利等の表示が一斉に年利建てに改められ、引き続き預金金利につきましても、近く全面的に年利建てに移行するたため、その準備が進められており、本年四月以降におきましては、各金融機関の適用金利がほとんど例外なく年利建てに統一される見通しであります。

政府といたしましては、さらに、この際進んで法令等の規定における利率等の表示を年利建てに統一することにより、年利建て表示の一その普及、定着をはかる方針を固め、ここに、この法律案を提出することとした次第であります。

以下この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

この法律案は、利率等を日歩建てで表示しているすべての法律の規定を一括して年利建ての表示に改めるものでありまして、改正の対象としている法律は、国税通則法、地方税法、土地収用法、道路法、農地法等五十八法律であり、改正する条項は百六十四カ所であります。

また、右の改正により、従来の日歩建ての割合にかえ、新たに規定する年利建ての割合は、公定歩合その他金融機関の適用金利等の体系との関連を考慮して、特別の事情のある場合のほかは、〇・二五%の整数倍の数値に調整することとしております。なお、その調整にあたり、改正前の利率等の水準が端数部分において動くこととなる場合には、国民の負担を軽減する方向に調整する等の原則に基づいて、適切に処置しております。

さらに、法律の規定における利率等の表示を年利建てに改めることに伴い日割り計算等に関し明確化を要することとなる事項について、規定の整備を行なうこととしております。

以上、この法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○毛利委員長 次に、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。阿部助哉君。

○阿部助哉君 一番最初に、いままで一般会計でIMFへ金を出しておりましたね。これを外為から出すように変更するわけですが、やはり一般会計で出していくべきじゃないかという考えを私は持つのですが、なぜここへ移さなければいけぬのか、御答弁願いたいと思います。

○奥村政府委員 今回IMFの増資に際しまして、従来一般会計から出資いたしておりましたこれを外為会計で出資することにした理由でございますが、まず第一は、最近におきますIMFと外為会計との取引の緊密化、一体化でございます。これに際しまして、私どもの扱いも一元化していくという考え方でございます。

もう少し詳しく申し上げますと、この外為会計ができましたのは昭和二十六年でございます。そのときの外為会計のおもな仕事は、外貨、外国為替の売買、それと外国銀行等に対する取引、こういうことでございました。ところが、日本は少しくおくれでIMFに参加いたしましたために、昭和二十七年にIMF加盟が行なわれた。これに伴いまして、IMFとの間で外貨の売買が始まったのであります。そのときに外為会計とIMFとの間の外貨の取引が始まったわけでありまして、さらに

昭和三十七年になりますと、例の、先生御存じのGAB、一般借り入れ取りきめというのができまして、外為会計からIMFに対して円貨の貸し付けをするということが行なわれるに至ったわけです。ごく最近では、昨年でございますけれども、SDRというものが創設せられるに至りまして、これはまた外為会計との間で取引が行なわれるということになりました。したがって、こういうふうな取引の基礎は何にあるかと申しますと、これは出資でございます。この出資の中で二五%はゴールドドラংশと呼ばれていることも御存じのとおりだと思いますが、七四%の部分については国債で出すわけでありまして、これはIMFに加盟しておりますとかかの国が国際収支の危機におちいつて外貨がほしいというときには、場合によつては日本の円がそれに用いられ、引き出しが行なわれるわけでありまして、そうしますと、そこに起りますのはスーパードラংশと呼ばれるものでございまして、このゴールドドラংশもスーパードラংশも、ともに必要なきときにはすぐ外貨になりまして、私どもの手元に戻ってくる。もう少し言いかえてみますと、そういうふうに出資いたしましたその裏でできましたところのものは、外為の資産、資金の運用によつて運用の対象となる。こういうものを持つこととなるわけでありまして、したがって、その裏にあるこの出資が外為資金の運用として行なわれるのは適当であるという考え方を持ったわけでありまして、

それからも一つは、IMFへの出資は、国際通貨制度上金融機能そのものでございまして、七五%、これは先ほど申し上げたわけでありまして、他国に対する貸し出しに用いられる場合には、これはかなり多いわけでありまして、それを一般財源で処理するということは、どちらかといえば不適当で、これはむしろ通貨代用証券を日銀に売ってファイナンスしたほうがいい、こういう考え方でございまして、
それからもう一つは、IMFの出しました通貨代用証券は、加盟国の都合で、ときには円現金にかえなければならぬことがございます。しかし、これはときには不要になりまして、もう一ぺん通貨代用証券に戻る。つまり発行と償還というものが繰り返して行なわれる。これに対しては機動的にあるいは弾力的にこれを処理する必要があるということ、一般会計ではむしろ不適当であるということ、今外為会計から出資をするというふうにお願いをいたしておるわけでありまして、
○阿部(助)委員 しかしこれは第十条の七に、「国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない」というけれども、この規定については適用がないといえども、やはりIMFへ出したものは、これは国債には違いないんじゃないですか。どうですか。皆さながみなそうとみなすまいと、やはりこれは国債には違いないんじゃないですか。
○奥村政府委員 国債の中にはいろいろなものがございます。私先ほど御説明申し上げたように、これも一種の広義の国債と呼べないことはなと思うのです。しかしその国債の性質たるや、通常の国債とは非常に違つて、出しておいたものが、どこかの国の必要によりまして、IMFの手元に出してある、先生のおことばによれば国債が、いつ何とき円に交換してほしいという要求が出るかもしれない。しかしまたそれはぐるぐる回つておるものでございまして、またそれを戻してくるといふことで、しよつちゅう回転しているわけなんです。もともと借り入れとか何とかという問題ではなくて、通貨の代用としてこの国債を出しておる。そして必要があれば円にかえる。また必要があれば基金通貨代用証券にかえる。こういうふうになるぐるぐる回つておるものなんです。しかもそれは、かりに円を出しても、その円は外国の当局によりまして、すぐ外貨にかえてくれということをいつてくるわけです。円がふえないわけです。国債についていろいろな議論がある。あるときには円が出てインフレになるんじゃないかという議論が私はあると思ひますけれども、この

基金通貨代用証券というものは、そういうことでかりに円に直されても、すぐ相手国はドルにかえてくれ、こういう話になってまいりまして、円は外為会計にもう一ぺん戻ってくるわけでありまして。したがってインフレ的な要因は全然ない。広い意味の国債にはいろいろなものがございますけれども、まさにこれは日本銀行に売却して一時的なファイナンスを受けるにふさわしい、そういう基金通貨代用証券である、そういうふうに考えております。
○阿部(助)委員 インフレ的要素はない、こうおっしゃるのは、外国が円を引き出す。そうしたら私の言う国債をIMFへ出してやる。ところが円をIMFからもらつていった国は、あなたのお話だとすぐドルに交換する、こうおっしゃるけれども、いままではそうだったかも知れないが、これからかりに円がもっと強くなる、場合によつて切り上げの可能性すら出てくるようなことになれば、だれも円をドルにかえるというばかりではないんじゃないですか。あなたのおっしゃるのには、ただ、いままでは円を持っていた、その国々はすぐ使いやすいくドルに交換してきたという事実は私も否定するものではないけれども、これからまたしてそうなるかどうかという保証はどこにあるのです。
○奥村政府委員 いままで確かに円は外国にすぐドルにかえられました。これからどうかというところになるのですけれども、円を引き出してこれをためておいて、万一のときにもうけようというふうなときに引き出しが起るのじゃないわけですから、すぐ使うということでは起つてくると私は思ふのです。
それからもう一つ、かりに百歩譲りまして円が使われるということになりまして、その円はほとんど戻ってくるわけです。いままでのIMFの持つておる各国通貨の資料を見ましても、出たり入ったり出たり入ったりというのが非常に多くて、ほとんど戻ってくる。いわば短期的なものである、ぐるぐる回つておるものであるというふう

に私は考えております。要するに外貨が必要である、どこからか買うことが必要であるからこそ、IMFからどこかの国の通貨を引き出すのであります。
○阿部(助)委員 あなたのお話を聞いておると、私はわからないのですが、それなら何も、ドルを引き出せばいいものをなぜ円で引き出すのですか。
○奥村政府委員 いまは世界の決済通貨として一番よく使われているのはドルでございます。もちろんそのドルを引き出してもいいのですけれども、IMFの仕組みというものは、各国がIMFに自分の国の通貨を出し、そして強い通貨を出した国は、一円でもいいのです、マルクでもいいのです、そのほかの通貨でもいいのですけれども、その強い国の通貨を引き出して、その国の責任で、その引き出した国が何に使うか、為替市場の介入操作に使う、そのときに必要な通貨にかえてほしい、こういう段取りになるわけでございます。段取りはそういうことでございまして、日本は円を出しておる。したがって円を引いてドルに直してもらう、こういう話になる。これは円だけでなくて、ほかの通貨もそうでございます。
○阿部(助)委員 だから私はあなたの話が理解できないのですが、きのうおいでになった課長さんのお話でも、かりに円を——最近だいたい出ていますね。九百三十億くらい引き出されているのじゃないですか。そうだけれども、それはほんとうのワンタッチですぐドル等にかえられる、こうおっしゃるのですが、それならそんなめんどうくさいことをしないで、初めからドルをIMFからお借りになつたらいいじゃないですか。
○奥村政府委員 先ほどから申し上げておりますように、これはIMFの仕組みというものをまず御理解いただきたい。各国が、日本は円を出す、ドイツはマルクを出す、フランスはフランを出す、イタリアはリラを出す、そしてIMFは余裕のある国の通貨を使わせるわけです。それを使わせるということは、それをIMFから引き出しまして、その国へ持つてまいりまして、イタリアならイタ

リア、日本なら日本へ持ってまいりまして、介入通貨とかえてもらうわけです。介入通貨はいまはドルなんです。だからドルにかかわるということをして申し上げておるわけです。

○阿部(助)委員 ドルとポンド……。

○奥村政府委員 このごろはポンドはあまり使われておりません。

○阿部(助)委員 安いから……。

○奥村政府委員 はい。

○阿部(助)委員 けれども、その場合にやはりこれはすぐその国がかななければならぬという義務は何もないわけでしょう。

○奥村政府委員 日本は御存じのように昭和三十九年に八条国になりました。日本の円で非居住者が持つておるものについては、これはドルにかえる、外国の通貨にかえるという交換性を与えたわけでございます。したがってIMFとの取引においてもドルにかえるということの仕組みになっております。

○阿部(助)委員 外国がIMFから円を持つていったとしますね。そうするとその国は必ずしもドルにかななければならぬという義務づけはないのじゃないか、私はこう言っておるのに対して、それはよござんすが、そのIMFへ証券を渡しておる。円を出す場合に、外為証券を持つておる外為がIMFに円を渡すわけですね。——わかりませんか。外国がIMFへ借りたということでも申し込む。その国が円を持つていく場合に、日本は証券を渡してあるわけだから、証券を日本に持つてきて円を持つていくわけでしょう。それを外為がやるわけでしょう。

○奥村政府委員 IMFに国債で出しているのが七四%でございます。それを、そういうふうな事情がございまして、IMFは日本に対して円にかえてほしい、現金にかえてほしいということをしてまいります。私のほうはそれは円にかえてやる。ただそのときに、出してあるものが七四%分は基金通貨代用証券でございます。これを日本銀行に渡しまして、そして円を調達して、そ

れをIMFに出すわけでありまして。

○阿部(助)委員 だから私の言ったとおりなんでしょう。そうすると基金通貨代用証券は外為を通していかどうか。まあ日銀に入りますね。そうするとこれはやはり日銀の日銀券発行の担保となるのじゃないですか。

○奥村政府委員 ちょうどSDRについてお願い申し上げましたように担保になることになっております。

○阿部(助)委員 だから結局は、規定づけで国債であるが皆さんが認めようと認めまいと、その限りにおいては国債と同じ機能を果たすだろう。そうすると皆さんが、この前御説明においてになつた方も、あなたもいまインフレの要素は全然ないとおっしゃるけれども、インフレの可能性を持つてはいないか。現にいままで物価値上がり原因はいろいろの要因があったらうと思ひますけれども、四十年から国債を発行してきた歴史、まさに物価値上りの歴史だろと思うのであります。そういう点でこれが絶対にインフレの要因にはどうまつてもならないということはないのじゃないか。

○奥村政府委員 日本は、先ほど申しましたように外貨を証券のかわりに相手国に渡すわけでございます。だから外貨だつて日本銀行の持つておるものについては同じでございます。外貨が証券にかわるだけだともいえるわけでありまして。したがって、厳密なインフレ論というのは、なかなかいろいろの範囲があるものでございますから、一がいな議論というのはむずかしいと思ひますけれども、これによつて非常に御危惧になつておるような物価上昇等の結果をもたらすようなインフレにはならない。

もう一つは、私が申し上げておきたいと思ひますのは、外国が、外国の都合によつて、IMF体制というものがあつてしまつても、たまたま日本にIMFを通じてかういふ短期金融を持ち込んできたからといって、そのために一般財源を使うということは非常に不適当である。むしろそちらのほうからそういう議論がいままでから

出されてきたわけでありまして。

○阿部(助)委員 それが皆さんは不適当だとおっしゃるけれども、見方によつては必ずしも不適当じゃない。なぜならいままで一般会計から出しておられたんですか。

○奥村政府委員 日本の国際収支が最近のような状況になりましたのはまさに最近のことなんです。むしろ日本は前はIMFとの関連においては金を借りる機関であると御念しておつた。ところが最近の国際収支がよくなつてまいりましたので、ことに去年、おとしあたりからいわれる取引によるスーパー・ゴールド・トランシュはふえてきたわけでありまして。これがかねがね問題はあつたわけでありまして、こういう制度について根本的に異論はないかという再検討の必要に迫られたゆえんでございます。やはり状況の変化でございます。それから先ほど申し上げましたようにIMFとの取引全般が緊密になつてまいりました。これが第二の理由でございます。

○阿部(助)委員 そうすると、いままでは日本は大体IMFから借りたという希望、借りる事情が多かつたが、最近の国際収支もよくなつたし、むしろ日本の円が引き出されるという段階へ来たので、こういう仕組みに変えたいという、状況の変化だ、こういうことですか。

○奥村政府委員 かねがね基本的にこういう考え方があつたわけでありまして。ただ、いづつどういう段階でこれをやるかということになりますと、やはり客観情勢がいま先生もおっしゃつたようなことで変わつてまいりましたので、この際やろうというところでございまして。

○阿部(助)委員 その点はさておいて、まあ私は、やはりこれが結局日銀の担保になり、日銀券の増発につながつていくのじゃないかという感じがするわけでありまして、皆さんのほうは、そういう点では否定的なあれですが、それならひとつ国債の状況を少しお伺いしたいと思ひます。四十年、まあ不況克服という形で実際は出されたと思うのですが、当初はたしか二千億ですね。そ

れから今日までどれだけの国債を発行しておるか、ちよつとお伺いしたいのです。

○船後政府委員 一般会計の国債でございますが、当初予算ベースで申し上げますと、四十一年度が七千三百億、四十二年度が八千億、四十三年度が六千四百億、四十四年度が四千九百億、四十五年度は四千三百億を予定いたしております。これはいずれも当初ベースでございますので、実際の発行につきましては、これはその年度年度で、自然増収その他を勘案いたしましてすることになっております。

○阿部(助)委員 そうするとこれは、四十五年度、今年度は別にしまして、四十四年度までトータル幾らです。——それは計算してもらふことにして、次、そのうちに、この国債は、この前わが党の掘先輩からも質問ありましたが、日銀引き受ける的であるというお話がいふあつたわけでございますが、この国債の保有状況、たとえば日銀でいまどれだけ持つて、金融機関でどうで、そして個人所有がどれだけという、この分類はおわかりですか。

○船後政府委員 新国債の保有状況でございますが、四十四年十二月末現在の計数がございまして、政府が所有いたしておりますのが三千二百二十八億、大部分は資金運用部でございます。それから政府関係機関に五千億、日本銀行に一千八百五十四億七千七百万、市中銀行、市中金融機関に八千五百九十五億九千三百百万、その他が三十二億七千四百百万でございます。

○阿部(助)委員 やはりこれを見ましても、大体一年たてば日銀へ持つていって日銀券に引きかえができるということで、相当面が一応引き受けが金融機関の手からは離れておる。結局日銀引き受けみたいなのですね。だから物価にこれは非常に影響しておるということ、もう一つは、国債というものが、建設公債であるとかいうけれども、だんだん多目的にこれが使われてくるという危険性を私は感ずるわけでありまして。私は大体、国債というものは戦争政策につながるという考え方を

持つておりますので、これには非常に賛成ができませんのでありますけれども、今度の場合もこういうことを考へていくと、一般會計から出すのが適当である。不適当であるというところをおしやるけれども、やはりいままでどおりやって、そして必要があればまた日銀から金を持つていくという道も開かれておたわけでありまして、何も方法を変える必要はないじゃないかという感じがするわけでありまして。まあその点では皆さん方のほうにも御意見があるとは思ふけれども……。

もう一つお伺いしたいのは、IMFで今度増額をするわけですか。出資をふやすわけですか。これは何のためにふやすのですか。

○奥村政府委員 これはIMF協定の三条の二項で、五年をこえない間隔でクォーターの検討をやる。ことはちやうど前年から五年目になるわけなんです。これは形式的なことを申し上げたわけですが、実質的な問題といたしましては、やはり世界経済の成長に見合うような流動性を出さなければいかぬということで、昨年もSDRの審議をお願いしたわけですが、このSDRというのは無条件の流動性で、これに対してIMFというのは無条件の流動性で、両々相まって適切な流動性を確保しなければいかぬという考えがあるわけでありまして。

もう一つは、各国別に見まして、五年たちますとお互いの間の経済的な地位というものが相当変化をいたしております。やはりその変化に即した割り当て額、その変化を割り当て額によく反映をさせる、こういう必要で今度の増資が行なわれるということになったわけでありまして。

○阿部(助)委員 そうしますと、その過去五年間の変化というものは、どういふものが一番大きい変化を起したのですか。

○奥村政府委員 これはいろいろな変化がありまして、それを全部御説明するのはたいへんだと思います。一つ例を申しますと、世界貿易がこの五年間に二八%増加しておるわけですね。まあ、その他いろいろ変化はございます。

○阿部(助)委員 いろいろ変化がある中で、IMFからの借入れをやっておる国というのを見ると、一つはやはりイギリスが非常に弱ってきたというところ、それに伴って、アメリカのベトナム戦争や何かでドルの地位が非常に落ちてきたというあたりが一番大きな変化じゃないんですか。

○奥村政府委員 先ほど私五年間と申しましたが、失礼いたしました、三年間で二八%でございます。訂正させていただきます。

それから、最近英米あるいは米国の国際収支問題、確かにいろいろ変化があったわけでございます。しかしいまIMFに加盟している国は全体で百十五ございまして、その中で開発途上国というのがもう四十八カ国もある。先進国と呼ばれているものの中にも、ユーゴとかスペインとかアイルランドとかアイスランドとかフィンランドとか、こういう国がたくさんあるわけですね。そういうことで、IMFの創設以来二百億近くの資金をIMFから引き出しておるわけですね。小さい国は小さい国として十分やはりIMFを利用してはいる。大きい国も大きい国として、これはやはり国際通貨制度を棄損するというような場合があるわけですね。全体を助けなければならぬ。そのときにIMFが必要ない役割を果たすということで、それぞれに必要な援助をIMFが果たしてきて、必ずしも特定の国のためにIMFがあり、特定の国のために今回の増資が行なわれるものとは私は思っておりません。

○阿部(助)委員 今度の増資を見ますと、日本はその増資の比率といいますが、わりかた高いんですね。なぜ日本はそんなに高くしなければいかぬのですか。

○奥村政府委員 まず、なぜいままでこんなに低かったかということをお私どもは考へておるわけでありまして。これは日本の成長が非常に目ざましいということ、やはり五年目ごろのこの検討をまわって、追っかけ追っかけ適正にしていかなければならぬ。今回の増資によって日本は世界第五位

になるわけでありまして、その前は七位でございました。私どもはなお不満を持っておりますのは、今回の増資のもとに使われましたプレトンウッズ方式という計算方式があるのでございますが、これは国民所得とか輸出だとか輸入、外貨準備だとか、こういうものをいろいろ算式で計算したしまして数字をはじくわけでございますが、残念ながら世界的な統計が全部、たとえば一九七〇年の一月一日でそろわぬわけでありまして。六七年の数字を使っているわけでありまして。こういうことで、むしろ低きに過ぎるというおしかりがあつても高きに過ぎるというおしかりはないというふうに考へております。ことに昨年のSDRの法律審議にあたりましては、なぜこんなに少ないのか、IMFの中における日本の地位をもっと向上させなければいかぬじゃないかという御叱正をいただいておりますのでございまして、むしろそれに忠実に私どもは努力してまいりましたつもりでございます。

○阿部(助)委員 まあ前に、フランスはドゴール時代にはなかなか出さなかった。最近ふやしておられますがね。いまあなたおっしゃる地位の向上のためによけい出資したい、どういふ地位が向上するのですか。

○奥村政府委員 私ども、われわれの国際収支あるいは日本の経済を見ます場合に、やはり順調な発展ということが一番望ましいと思っております。しかし特に国際収支だけとってみても、やはり山あり谷ありで、いまの状況必ずしもこれは永遠に続くものと思つてはならないと思つて、深く心を戒めておるわけでございます。IMFに對する出資というものは、先ほどちょっと触れましたけれども、今度十二億にいたすことによつて、いざというときにIMFからの借入れができるといふ意味で、第二線準備を拡充するといふ意味があるわけでございます。そういうことで、私どもは、日本の貿易規模が伸びている、日本の経済も大きくなりましたから、場合によってはそれがあつてもいい、そういうときに適切な外

貨のバッファと申しますか、準備を十分にとつておくということには日本の今日の経済機構を前提とすれば当然のことであらうと思ひます。

○阿部(助)委員 そうしますと、地位を向上するとおっしゃるが、内容はいざというときの手当てにそれを引き出せるようにというお話でありまして。日本の経済、国会の財政演説等を拝聴いたしておられます。そうすると、たいへん強固な財政演説をしておられる。そうすると、あまりいざというときの心配のためにこれをふやしておるというふうには私は受け取れぬのですがね。それと、前に福田大臣はアジア開発総会で、五年で援助額を倍にする、また愛知外務大臣は東南アジア開発会議では、七〇年代の後半においては五十億ドルの対外援助をやりますと、公約をしておるわけですね。そうするとあなたのおっしゃるいざというときはという心配でこれをふやしておるのではなく、もっと別のことでこれをふやす——これでも今回どつちかといへばよその国に比較して日本の出資額の増加率は大きいわけですね。それでもあなたは不満である、もっとふやしたいんだ、こうおっしゃる。そうすると、そのことはいざというときの心配ということではなしに、別の目的があるんじゃないですか。どうも矛盾しておるのじゃないですか。

○奥村政府委員 私は、長い年月の間には経済がいろいろと変化することがある、一時的でも国際収支の問題というものは変化することがあるの、それに対して万全の措置をとる、こういう必要があるといふことを申し上げたわけでありまして。もちろんわれわれがIMFに今度増資いたしますについては、われわれがいざというときにIMFから借入れをするその規模をふやすという点もありません。また、私申し上げませんでしたが、国際通貨制度において日本が応分の協力をしているといふ意味もこれは否定できない。これは権利と義務、車の両輪でございますので、したがってそういう意味において、いざというときに対処してこの増資をするということについては——いまの御

質問、どういふ御趣旨がよくわかりませんけれども、決して他意なく、自然の必要として私どもは受け取っておりますのでございます。

なお、大蔵大臣がアジア開発銀行の総会におきまして、来たるべき五年内にアジアに対する援助を倍増するということを申し上げておりますが、経済の許す限りという文句を中に入れております。日本としては、やはりわれわれは開発途上国に対する協力はわれわれの義務だと思っておりますので、前向きでございませうけれども、やはりそこは経済の許す限りという前提で対処しているわけでありませう。

○阿部(助)委員 それなら、いざというときの用意でやっておるんだというなら、それ一本で筋が通るならばそれで私はわかるのですが、あなたはさつき地位の向上のためにとおっしゃったので、その地位の向上は何をねらっている地位の向上なのかということをお伺いしておるわけですか。というのは、ほんとうにこれをやっていくとすれば、理事国になれば発言権が大きくなる。その発言権がいろいろに使われていくならこれもまたいいのでしようけれども、どうもIMFの運営方式というのは株式会社方式じゃないだろうか。たとえば国連なら議決するとき、理事国もありますけれども、投票は大小の国にかかわらず一画一票という投票方式がとられ、ある意味では国際的な民主主義体制というやうなやり方で議決が行なわれるけれども、IMFの場合はそうではないに、五番目まで入れば任命国になれる。理事任命国だ。それで理事になればやはりそこに発言権が強まってくる。いままでの、過去の運営を見れば、何とていってもキールンシー国であるアメリカ、イギリス、特にアメリカの発言権が強大であつたというのを私どもは認めざるを得ないという点から、あなたがはしなくも地位の向上、こうおっしゃった、この地位の向上というところに何か私は危険なものを感じるわけでありませう。そういう点で、私、あなたのことばのあげ足をとるうとは思わぬけれども、これはやはりここにほんとう

のねらいがあるのじゃないだろうかという感じがする。この日本の大國主義的な経済の進出、そういうものを考へての地位の向上をねらつておるとすればやはり問題があるのじゃないかという感じがするわけですが、いかがですか。

○奥村政府委員 IMFにおける日本の地位の向上ということ、今度は日本は任命理事になりまして、五人までは任命理事でございませう。おっしゃるとおりでございませう。それをアメリカと結びつけられましてさういふ御趣旨の御質問であるかわけからない。私も、いままでIMFの中に選挙理事を送つておまして、主張すべきものは主張し、拒否すべきものは拒否するという立場でございませう。ことに最近、日本は債権国になつてまいりましたので、債権国にふさわしい発言、他國の規律、経済運営の節度を求めるための発言もあるわけではなからなければならぬというやうな立場にあるわけではなからぬ、これはもう当然日本の地位を向上させるというのは私はあたりまえだと思つておられます。

○阿部(助)委員 それでは、私の質問の本意がなかなかわからぬやうですから、次へ移つてなつたわけからいふにしたいと思ひますが、日本は四十年、日韓条約以降、急激にアジア近隣諸國への資本の進出が多くなつてきた。経済援助といひますか、経済進出といひますか、それはどこの國に、アジアにどれだけ出ておるかという表をいただきたいといふことであります。おもだつた一番大きな順から五つ、六つ並べてくれませんか。

○奥村政府委員 なかなか國別の問題といふのはむずかしいでございませうので、先生の御趣旨に合いますかどうですか、私も、本邦の企業が海外に投資をしてゐる、その場合に全体として幾らあつて、アジアはどれくらい占めておるといふことをひとつ申し上げたいと思ひます。

全体としては千六百五でございまして、アジアは七百十一でございませう。これは多少推算が入つ

ておりますので、数字の正確性についてはお許しをいただきたいと思ひますが、國別の数字をいろいろとあげますと、これまたいろいろと問題がある場合もあります。ただ数字でなくて大體の感じといふものを申し上げさせていただきます。一番この数が多いのは台湾です。それから香港、タイといふやうな順序になつておるかと思ひます。

○阿部(助)委員 韓国は上のほうにはないんですか。

○奥村政府委員 韓国は、アジアの中を見渡しましたところ、非常に下のほうでございませう。

○阿部(助)委員 ここへ出かけていってあります日本の企業の利益率といふものはどんなものであります。たとえば、これは一九六九年四月の調査で見ただけですが、アメリカの資本の場合、大體アジアで、まあインドネシアやあつちのほうだろうと思ひますが、年間三・五%、日本へ投資しておるアメリカの資本は一三・五%と出ておるわけでありませう。皆さんのほうも日本の企業の収益率ぐらゐは把握しておられるはずなんであります。これはどんなふうですか、できたら國別

○奥村政府委員 この利益率をいろいろとやりま

す場合に、日本が國際收支であるいは日本の國力との關係で、國力と申しますのは経済力等でございませうが、力がつきましましたのはやはり最近でございませう。そういう意味で、いまある企業の中で創業間もないもの、それからかなり創業して時間がたつておるもの、こういうふうに分けて考えてみる必要があるのじゃないかと私は思ひます。創業間もない企業と、たとえば創業してからまだ三年であるといふ企業は、東南アジアの場合には約五割でございませう。で、この創業間もないものの収益率、これはあがらないといふことはお認めをいただけたと思ひますので、その他のものについて見てまいりますと、大體この三分の二はかなり業績がいい、残る三分の一はどちらかといへばまだ芳しくない、こういう状況でございませう。それで、業績が良好で配当を行なつてゐるとい

うもの、内部留保の問題もありますのでこれだけではなかなか問題把握はむずかしいかろうと思ひますけれども、大體配当率としては一〇%あるいは二五%、ときには三〇%程度のものがあるかと思ひますのでございませう。

○阿部(助)委員 韓国へ出ております日本の企業はなかなか、向かうの總生産の割合からいって、昨年の暮れに外務省から調査団を派遣しましたね、その報告によると、セメント工場で五一・四%、化学纖維工場五〇%、合成樹脂工業で六二・四%、肥料で三〇%といふ形で、韓国の總生産の中に占める日本の進出した企業のパーセンテージは非常に高い、こうなつておるわけでありませうが、その点は皆さんのほうでももちろん把握しておられるわけですね。

○奥村政府委員 私ども実は先ほどから申しました数字は、これは一事業がどういふやうな經營の狀態であるかといふことを把握する点で、一九六九年の三月末の数字をとつてゐるわけでありませう。そのとき現在において韓国で創業間もないといふのが四件でございまして、それがすべてであつたわけではなからぬ。その後、それは大きな変化といふものはまだ私どもはないと思ひます。

○阿部(助)委員 しかし、これは昨年外務省から行つた調査團の報告ですよ。皆さんのほうでそれぐらゐのは把握しておられると思ひますのでお伺ひしたわけですね。

○奥村政府委員 私、申し上げましたのは、本邦企業の現地における活動、つまり子会社とか出資關係、そういうものについて申し上げたつもりでございまして、あともしあれでございまして外務省の經濟協力局長が控えておられますのでお答えしていただきたいと思います。

○沢木政府委員 ただいま御指摘になりました各企業は、借款によりまして韓国に日本が供与をいたしました工場の操業が韓国の工業において占める比率であるかと存じます。

○阿部(助)委員 韓国とか、具体的にお伺ひできれば一番いいのですが、台灣あるいはタイ國、イ

インドネシア等における現地の人たちの労働賃金というものは大体どれくらいなのか。

○奥村政府委員 これはみな各国によって違ふと思うので、いま私のほうではその数字を持っておりませんのでお答えいたしかねますが、いづれにしてもこういう地域の労働賃金というものは、労働の質の問題、技術の問題等との関係もありましようけれども、いまの日本と比べて安いという感じは持っております。

○阿部(助)委員 まあ日本の国内でいったって、技術で、多少賃金によって賃金が違ふとかいろいろございしますが、だけれども日本の場合の平均賃金は大体どれくらいであるとか、統計があるわけでしょう。同じように韓国であれば、私がお伺いしておるところであれば、大体一万二千円前後、台湾の場合もまた大体その前後じゃないか、こう思うのですが、それくらいのもは大体把握しておられるのじゃないか。なければ、ひとつこの辺くらいは調べたほうがよろうかと思うのです。

○奥村政府委員 おっしゃる通りに、日本から出てくる商社マン等の給与は、国内勤務の場合と比べて高いということは、私も承知しております。○阿部(助)委員 日本の最近の海外に行っている人たちは、また日本人自身が、最近イエローヤンキーとかあるいはエコノミックアニマルだといふような言い方で非難が非常に強い。しまいにタイ国でホステスに殺されるという事件まで起きてひんしゆくを買っている。なぜこういうふうなひんしゆくを買っているのか。なぜそうなるかといふようなことを考えてみたことないですか。

○沢本政府委員 日本が最近東南アジアその他におきまして、エコノミックアニマルとか、ただいま御指摘のありましたようなイエローヤンキーとか非難されておる事実が現に存在いたします。これは日本の外交にとりましても非常に重要なことであると思ひまして、外務省におきましても昨年来その原因について調査いたしております。その結果、まだ完全な報告は完成いたしておりませんが、われわれの推測では大体四つくらい基本的な理由が考えられるのではないかと存じます。

第一は、やはり日本の急速な経済力の伸長、伸びに對するねたみといひますか、そねみといひますか、そういうものが基本的な感情として存在するということでありま。

それから第二は、やはり日本の実際の経済力というものを必要以上に高く見過ぎておる。それがために、それだけお金持ちの国ならばもっとこういふことをやってくれてもいいじゃないか、それがやってくれないかということに対するばく然たる不満でござい。

それから第三番目に、やはり政府が實際やっておられますことに対するPR活動といひますか、宣伝広報活動、そういう面においてまだまだ至らない面もあつたかと存じます。

それから第四番目に、やはり貿易というやうなことがアンバランスであるとか、そしてその国がいろいろ問題をかかえておるものが必ずしも十分解決のめどがついておらない。

そういうふうな、大別いたしまして大体その四つくらいのことが原因になりまして、それに日本人の旅行者、進出企業、あるいは貿易商社の海外における行動、すべてのことが総合されまして、いろいろなそういう非難が集まつてきておるのではないかと、こういうふうなわれわれ分析いたしております。

○阿部(助)委員 あなたたちの見ておるこの四つの点も否定はできませんけれども、もっと根本的なものがあるのじゃないですか。先ほど大蔵省のほうで答弁されましたように、また大体この資本

輸出というものは商品を通りよりももうかるというの、昔からの例であります。だからここにあらうように、三年もたてば二五%、あるいは三〇%という収益率をあげていく、それが魅力だからこそ多少の、国内におけるよりも、資本の危険性をおかしても海外へ出ていくことになるのではないですか。

そうすると、このいまあげたあたりであるとか何だとかというよりも、ほんとうに援助の名に値する日本の経済進出であるのか。名前は経済援助であるけれども、中身は東南アジアの低賃金の、さらに無権利の状態における労働者の搾取、まあことはきついても実際はそういうところにより深い根があるのじゃないか。その問題の解決なしに、多少のいまのやうなPR不足とか、あるいは實際以上に高く見過ぎるとか、ねたみだとかいふやうなことをおっしゃつても、私はそれは表面的な見方であつて、ほんとうにこれにかゝる東南アジアの人たちの生活を引き上げてやるといふ親切での援助の名に値する経済的援助であれば、私はこういうものは出てこないのじゃないか。

という感じがするのですが、その点でのもう少し實際を掘り下げた調査をなさる必要があるのじゃないですか。皆さんがこんなものだけで見ておられるとすれば、まだまだこれから問題が出てくるだらう、そう思うのですが、どうです。

○沢本政府委員 ただいま御答弁申し上げましたのは、分析の結果としての大体の原因と考えられるやうな大筋の問題だけを申し上げたわけでございます。海外に對する民間資本の直接投資といふのは、それはそれなりのも一つの援助の形態でございますけれども、政府が海外に経済協力をいたしますについては、その国の雇用の増進、それから技術の発達あるいはひいてはその国の経済的自立を助成する、そうしてできるだけ早くその国の経済が伸びるやうにという目的から、種々の方策を実施しておるわけでございます。お説のとおりわれわれはまだ研究する面が多いと思ひます。それはわれわれとしても真剣に取りかかつて

検討してまいりたいと存じております。

○阿部(助)委員 だから、私は経済進出というものが、国内の搾取では足らなくなつて海外へ、外国へ行くのではないかと、非常に極端な言い方です、私の言ひ方は。なかなか問題はわからないといふから、ごく端的に申し上げますとそういうことになつてゐるのじゃないか。だからこそ日本はいろいろ非難を浴びるのではないかと。アジアの人たちの生活をほんとうに一緒になつて引き上げようという立場で進出をするならば、私はこのやうな問題は起きないだらうと思ふ。

もう一つお伺いしますけれども、それならば、なぜこれだけ大きな金を使つて海外へ進出をしなければならぬのか、そこをひとつお伺いしたいのです。特にことは、七〇年代は総理は内政の年だ、こうおっしゃつておるが、内政のほうはさっぱりやらないう海外へ出るということには、どういふことなんだろうという私は疑問も持つておるわけでありま。

○奥村政府委員 東南アジアに對する直接投資といふものは、非常にむずかしい分野であるといひます。これは中南米その他の地域と比べてまして、国家主義的なもの考へ方が強い地域でござい。そういうことで、日本の海外への民間の企業進出の中では比較歴史がはやくおる。で、東南アジアへ出ます場合には合弁会社が多い。日本だけが行って日本だけで仕事をすることはなくて、土地の産業と共存共栄をはかる、あるいは土地の産業に對して日本の経営技術とかあるいは製造上の技術といふものを与える。そしてできれば一人立ちができるやうに、それから各地の國産化計画といふのがござい。そういうものに對して協力をしていく、こういう、受けけるほうも國家主義的ないろいろな配慮がありまけれども、それはまたそれでそういう点にメリッ

トを感じて日本の資本を受け入れてゐるわけでありま。われわれ今後の進め方については、まことにとお説のやうな点については、これは大いに頭に置いて、行政的な面でも考へていかなければな

らぬと思ひますけれども、要するに、特に東南アジアについてはやはり共存共栄というかつこうで処理していかなければ長続きしない、こういうのが私どもの気持ちでございます。今後とも必要に応じて調査その他もいたしまして、御趣旨に沿うような方向で改善をはかつてまいりたいと思ひます。

○阿部(助)委員 改善をはかつていく、ごうおっしゃるのですが、それを具体的にきつちりしていかないとまだ問題が起きますと思うのです。たとえば韓国では、もうきめたのだらうと思ひますが、日本の資本、外資の入つておる会社の工場はスト権がなく、臨時措置法をつくつてスト権をなくしてしまふ、まあ労働者を無権利の状態に置いていこう、しかも低賃金だというようなことをやつておる。おそらく東南アジア等でもこの低賃金労働——これは合併というけれども、それは向こうの大資本と日本の資本と一緒にするのであつて、あちらの人民がそれではたして潤つておるのかどうかかわらない。だからこそ悪口を言われるような形、また日本が再び帝国主義的な大東亜共栄圏の模範になるんじゃないかという不安を持つておる。最近韓国でもそういう非難が非常に多いと聞いておるのでありますが、同時に東南アジアの国々でもその点での不安を非常に感じておるの、先ほど外務省ですか、通産省ですかのほうのお話のような問題、四つの問題ではないか。その基本的なところは狂いがあるのではないか。その基本的なところは政府がやらないと、企業自体はもうけるためには何ものもいとわないう形になるのは、これはある程度理解ができて、それをどういうふうな指導していくかが問題だらうと思うのです。いまケンブリッジ大学のロビンソンという有名な教授のあれを見たのでありますが、ちよつと読みますから聞いてもらひたい。「もつとも望ましい発展の方向は、イギリスの年々徐々に蓄積される富を教育、保健、厚生施設の改善、つまり福祉国家の実現に使用することである。しかし、このような政策も、ほんの少し

進歩的な改革にさえ、恐怖を感じる富の所有者達が、その対抗手段として資本逃避を企てる限り成功しないだらう。」こういつておるのであります。ところが私たちが、あれを読みますと、まさに日本の場合にもびつたりと適応するのではないだらうか。日本の経済はこれだけ発展した、こういつておるけれども、社会保障の点は一切何ごとなのだらう。これだけ海外へ進出して、また援助の名に値しない、むしろ搾取をしに行くところだと思はれてゐる数多くの対外援助をしながら、農業問題はといえば、米が余つておるなんというところで農業をつぶそうとしてゐる。経済は非常なアンバランスの中での発展をしてゐる。なぜそういうところにもつと資本をつぎ込んで発展する方向をとらないのか。そうしながら、福田大蔵大臣や愛知外務大臣のように、五年後には対外援助は二倍にしますという大ぶろしきを広げてみたり、あるいは七〇年代の後半にはこれを五十億ドルにふやさんとつておるならば、この問題は内政のほうにもう少し問題に向けるべきではないかという感じがしてならないわけでありまして。内政の年代だとおっしゃるけれども、私はこういう姿を見ると、むしろ七〇年代の日本の経済、政治は外政の方向へ向かつておるのじゃないか。その外政も政治の政でなしに、征服の征の外征のほうに向かつておるのじゃないかという感じがする受けるのでありますが、これは政治問題でありますので、ひとつ大蔵政務次官から明快な御答弁をお願いしたい。

○中川政府委員 非常に格調高い日本の一九七〇年のあるべき姿についての御高見でありまして、非常にわれわれ参考になるわけでありまして。しかしながら、わが党としてもあるいは政府としても、決して内政をほつたらかぬしして外国に、しかも外征——政治でなくて征服をしようというような気持ちは全くないわけでありまして。一九六〇年代を振り返つて、腐敗と化した日本がようやくこまで外国からうらやまれるまでになつたといふことは、これは高く評価をして、その上に立つて今後は内政に力を入れて物価の問題あるいは農政の問題、社会保障あるいは社会資本の導入、こういつたことをきめこまかくやつて、調和のとれた日本をつくるのが政治的に大きな課題であらうと存じます。かたがた、これだけ大きくなつた日本でありまして、東南アジアのおくれた国に對しても積極的にお手伝いしようといふことで、対外援助についても、経済の許す範囲という、先ほど注釈があらましたが、範囲内において援助の手を差し向けようといふわけでございまして。先ほど米のIMFの増資等も、国の力がついてきた分の応分のことはやりたいといふこともこの一つではないか。しかもやり方については、諸外国からうらまれないように、せつかく愛の手を差し伸べても、国民からはしかられる、外国からはまたきられるので、これはまことに合わないことであらうから、国民の理解の上で、しかも東南アジアの各国から喜ばれる姿というものについては十分ふまけてまいらなければならぬ、このように思つております。

○阿部(助)委員 まあ、せつかくの御答弁でありましてけれども、肝心のところはばけてしまつておるわけでも、愛の手と言つても、私が先ほど来申し上げておりますように、この利益率は非常に高い。そして非常にきらわれ始めておる、危険視されておるといふいまの段階、この段階でもつと抜本的に考えないといふかぬのじゃないか。日本の資本がもう最近非常な勢いで韓国にも出ておると聞いております。またタイ国を中心にして東南アジアへの進出は、これはもう目ざましいといふか、その度を越しておるほど出ておると聞いておる。しかもそういう国が、決して経済援助としてよりもむしろ侵略としてこれを受け取りつつあるという現状は、もうこの根本方針を変えなくては焦眉の急だと思ふ。そこへもつてきて韓国、台湾に資本が出れば出るほどいろいろな問題を起こして、そういう問題が起きてくるにやはり、佐藤・ニクソン会談じゃないけれども、韓国の治安問題あるいは台湾海峡は日本の平和にとつて重大だ。ある意味では私たちはアメリカと一緒に、朝鮮半島で事が起ければ日本の自衛隊まで出兵するのではないかという危惧の念を持たざるを得ない発言をしておる。また財界は、マラッカ海峡は日本の生命線だといふ、非常な不穏な発言すらいま行なれておる。日本の資本家の発言、そういうものと東南アジアの人たちの日本の進出に對する危惧の念、これとを合はしてみると、日本の経済援助あるいはまたIMFへの発言権の強化、こういうものがただ単に抽象的な地位の向上だとか、そういうことではやはり間違つた、それこそ帝国主義的な地位の向上になるのじゃないか。しかも内政の年だなんといふながら、内政のほうにさつぱりおさなうにして、そうして外国へ行つてもうけるというために国民の血税を土台にしながら資本家が利潤追求のために対外進出をするなどということは、日本の新憲法のもと、私たちは合点のいかぬところでありまして。そういう点で、もう一度ほんとうに心底から対外援助という問題は練り直すといふか、基本的な態度を考え直す段階に来ておるのじゃないか。大きくなつたら発言権がふえなければいかぬといふ抽象的なことで国民の血税をそつちへ回すのではなくて、ほんとうにアジアが平和で繁榮するためにこれがどうあるべきかという問題を私はもう一べん再検討する時期へもう来ておるのじゃないかという感じがいたしますので、たいへん恐縮だけれども、政務次官からも一べん明快な御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○中川政府委員 阿部委員の御指摘、われわれは今後十分注意しなければならぬ大事な問題であらうと存じます。ただ、外国の人が日本のことをエゴニックアニマルだとかイエローヤンキーだとか言う本質のものも日本人として考えなければいかぬのじゃないか。ヨーロッパや何かに参りますという国はたいへんな力を持った国だといふ高い評価もあります。あるいは東南アジアなんかへ行きますと今度は、たいへんな力を持つてきて、われわれも日本みたいになりたいんだがどうしたらあ

んな国になれるのか教えてくれというふうな日本の評価もあります。ところが一方で、そういうふうな後進国に資本進出をいたしますと、そのうちにわれわれ労働者を搾取するんだ、日本だけでは足りなくて外国にも来たんだというふうな意見も確かにあろうかと存じます。しかしながら、こういった海外援助については、後進国は全部といていくらい失業者の多い国であります。就業の場がない、非常な低賃金だ。そこで日本が地元の人と合弁会社をやって、いろいろな企業が来ることによって失業問題が解決し、あるいは賃金もだんだん上がってくるという傾向に対して感謝している向きも、東南アジアの各国、後進国には数多く見られるわけがあります。したがって今後ともそういった気持ちで、中心は、アジア諸国がともどもに明るく平和な国家ができるということに中心を置いて、またやり方としては、いま言う、あまり暴利をとって日本人は儲ける国民だといつて非難をされるようなことのないことについては、今後とも勇断をもってひとつ対処をしていかなければならぬというふうに思うわけがあります。今後ともそういった点、悪い点がありましたならば遠慮なくひとつ政府に御叱咤賜りますようお願い申し上げます。

○毛利委員長 堀昌雄君。

○堀委員 きょうは最初にIMF関係のものをやりまして、次回に経済協力の問題をまた別個に取り上げる予定であります。さっきからの同部委員の質問に関連して、ちょっと私見を述べながらいまの問題に触れておきたいと思うのです。

私は、いま東南アジア諸国で起こっている現状は、一面的にいうと日本の神威で起きておる現状と非常に共通性があると思つています。そのことは広くいえば、日本とアメリカとの関係における過去におけるいろいろな問題に非常に関係があると思うのです。私は、アメリカの文明というものは確かに新しい文明であります。同時にそのアメリカ文明の中の一つの欠陥というものは、やはり物質万能主義的発想というものがアメリカ文明の

一つの大きな欠陥の側面であると思つています。

私は欧州に二回の旅行をして非常に痛切に感じておることは、欧州では少なくとも今日まだ物質が万能ではありません。そこではやはり人間がすべてであつて、物質はやはり人間に隷属するものだという気持ちで、私は欧州諸国を歩きながらいつも感じるわけです。イギリスに行つて、イギリスは御承知のように、なるほど物質的な問題としては今日や立ち回っている感があるかもしれない。しかしイギリス国民がそれではしあわせでないかといつたら、いまのイギリス国民は日本の国民よりもはるかにしあわせだという確信を私は持つておるわけです。

日本は、なるほどいまいへん高度成長で、経済的、物質的には恵まれた条件に立っているかもしれないけれども、国民の心の中で、人間としてのわれわれの暮らしがほんとうにしあわせかどうかという点については、これはだいたい考えなければならぬところに来ているんじゃないだろうか。かえつてアメリカのほうが、今日やその物質文明の欠陥に気がついて、そういう人間的な側面に対する反省が、やや日本より先に生まれつつあるのではないかという感じを私はいま持つておるわけですね。そういう物質文明がすべてだという前提で、いま実は阿部君が指摘をしたように、日本が東南アジアに出ていっているというところは、私はイエローヤンキーといふことは全く的確な指摘だといふふうに感じておるわけです。欧州の諸君がアメリカ人をヤンキーとしてある程度軽べつをしておることは、そこにはやはり伝統的な欧州の文化と、その文化というものを全然評価しないで、物質がすべてだというアメリカ的発想とのギャップだと私は考えておる。

今日、東南アジアにおける諸国民は、なるほど生活水準は低いかもしれない。しかし生活水準は低いなりに彼らは彼らなりの人間としての生活がある。その人間としての生活をいま物質文明で攪乱しようとし、利益の追求によって、表面上はわからぬかもしれないけれども、彼らは直観的に

彼らが搾取をされておるということをいま感じ取りつつあるというのが、いまの東南アジアの国民の状態でないか。だから、さっき外務省の経済協力局長がいみじくも言いました。日本の経済が非常に伸びてくることに對するこれらの諸国民のねたみではないのか、この発想が、私はいまのイエローヤンキーの最も根本的なものだろうと思うのです。この見方は一体どこから生まれてくるのか。われわれのほうから後進国に對して、おまえたちは後進国なんだぞと、思ひ上がった気持ちでしようか。私はそこに非常に重大なこの問題のポイントがあると思う。そういうことを外務省の経済協力局長が公式のこの場面で言うなどというところには日本の思ひ上がりがあるし、その思ひ上がりの上で外務省が経済協力をやっても、そんなものは私は東南アジアの国民の心には通じないと思う。私はその点について、まず外務省側の反省を求めたいのだが、それについてのあなたの答弁を求めます。

○沢本政府委員 私が使いましたことば、すなわち、ねたみと申しますか、それは一つの原因の要素ではないかというふうに申したわけでございます。先ほどから申し上げておりますように、われわれとしまして、この問題については非常に重要な問題でございますので、まだまだ研究し、かつ分析していきたいというふうに思つておりますので、ただいま先生の御意見のような点も十分くみまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○堀委員 次の経済協力の問題のときには外務大臣に御出席をいただいてこの問題の論議をいたしますけれども、さっきそういう話がありましたところから、まず私はいまの問題だけはこの際明らかにしておきたい、こう思うわけです。

結局、これまで言われておることは、日本の海外経済協力というものは一体ほんとうに海外経済協力なのか。それはその国のために行なわれておるのか、自国のために行なわれておるのか、ここ

に私は重要な限界があると思う。日本における主として海外協力という項目の上にあげられておる中には、延べ払い輸出もあるし融資もあるし、どちらかといえば、それを通じて日本の商品を海外に売り込んで日本がプロフィットを得るというところが主になつておる。なるほど結果としてはその国における住民に物資を供給したということになるでしよう。しかしどちらかといえば、受け取る側にとつてみれば、やはりそれは本来の協力ではないという感じとして受け取られておると思はうのです。

私はかつて商工委員会、海外経済協力基金法の改正のときに申しましたけれども、まず日本としてはいまほんとうにやらなければならぬことは、これらの後進諸国の有能な人をもつとたくさん日本に留学させる、もつと日本で豊かな教育をさせることが大事ではないか。この前、千葉大学に留学しておる人たちが、とにかく日本の政府が与えておる給与が少なからぬ値上げをしてくれ、それでは試験を受けられないという問題があった。かつて私たちは、日本に外国から留学をした人たちが、日本好きといひますが、日本のひいきをする側になつたのではなくて、かえつて日本に留学をした人が日本に反對する立場に立つた人が多かったということを聞いておるわけですね。私も、今日日本国内でやっておる留学制度は、アンチ日本党をつくりつつあると思うのです。日本のこのいまの国内の状況をこれらの留学生が見て、もう少しわれわれがまともな条件で勉強ができるようにしてくれというささやかな気持ちはすらすら、いま日本政府は断つておる。そうして、自分たちの国の利益になるなら惜しみなく金を使うなどという態度は正しく改められなければならない。

これは大蔵省に財源の問題で関係がありますが、この点はひとつ中川政務次官、ほんとうに海外経済協力というならば、なるほど物資の供与も、いろいろのものの物的供与も必要でしよう。しかしもつと日本としては、日本が幸いにしてア

アジアの諸国の中で一番すぐれた科学技術なりいろいろなものを持つておるならば、そのようなものをその国民に吸収してもらつて、その国民がそれによつて自力で自分たちの国を發展させていくために、私は、もつと財政的な協力をして、そうしてその国の發展に寄与し、あわせて、その国に帰つた人たちが日本好きになつて、將來とも日本とともにやろうというこの道を開くことなくして、いまのようなやり方をやつておれば、これは決して協力に結果としてはね返つてこない、こう考えるのですが、この点について、これは来年度予算の問題になるのか、今年度中に処理できることかわかりませんが、もう少し大蔵省は前向きに考えてもらいたい、こう思うのです。

そこで、ちよつと先に、船後さんは文部省担当ですかね、主計局側としては、これは事務的にどう考へておるのか。もう少しこれらの海外留学生に対する費用、これは文部省なのか、外務省の予算なのか、どこの予算がよくわからぬが、これはもうちよつと引き上げて、ゆとりのある留学生生活を送らせろというために費用をもつとさくべきではないかと思ふのですが、その点についての見解をちよつと承りたい。

○船後政府委員 開発途上国からのいろいろな留学生の受け入れでござりますが、予算的には、研修関係は外務省、いわゆる大学に対する留学生は文部省でございます。手元に資料がございせんので、詳しい数字は忘れましてけれども、文部省系統でございますと、留学生の受け入れにつきましては、宿舎の問題から月々の学費と申しますか、そうした給付金の問題につきましましては、毎年配慮いたしておりますし、ことしもかなりの増額をいたしております、かように考えております。

○堀委員 私は増額していいことではないと思うのですが、その人たちが、個別的な不満を述べるならともかく、ある程度団体として不満を述べておることは、これはもつと私は財政当局としても配慮しなければならぬ問題じゃないか。だから、さっきの話のように、われわれが思ひ上がった態

度ではなくて、その国と対等、平等の立場に立ちながら、どうしたらその国のためになるのかということを考えることなくして海外経済協力なんというものはあり得ない。だから、そのことは金額だけの問題ではなくて——金額の問題もあるが、われわれの心がまえの問題ではないのか。心がまえがそうなつておれば、その人たちにまつたあたにかい処置をしようというのは当然のことです。心は財政的にもそれに協力できるわけですから、いろいろな諸費用を勘案したらこれだけでいいだろうというふうなことになるか。そのことが大きな不満を呼んでいくならば、いかに協力をしたつてそんなものは役に立たないということとを、さっきの答弁を聞きながら非常に強く感じましたので、まず、これは本来ならば海外経済協力の分野でやることだけれども、いまホットのうちに申し上げたということでもあります。——外務省、通産省、けつこうです。もう一回次回にやりますから。

今度の基金代用証券の問題なり、法案として提示をされておりますことについては、ある程度合理的な問題もありますから、そのことすべてについて反対をするわけではありせんけれども、私どもは実は昨年のSDRの問題について反対をいたしました。その反対についての考え方というのが、私は当時委員会にございまして、いささか私なりの見解を述べた機会がございまして、本日はこれから問題提起をする問題の中に、いまのSDRとの関係を含めて私の意見も交えながら少し伺つておきたいと思ひます。

そこで、最初に少し伺ひたいのは、一九六九年におけるアメリカの流動性収支と公的決済との関係、流動性収支と公的決済がどのように乖離をしてきたのはいくつというモメントによるのか、これらについて最初に事務当局からお伺ひしたいと思ひます。

○奥村政府委員 昨年のアメリカの国際収支は、流動性ベースで見ますと約七十億ドルの赤字でござ

います。これは第四・四半期だけを取り上げてみますと、その前期である第三・四半期に比べまして改善はされてゐるわけではございます。というのは、第四・四半期は十一億ドルの赤字でござい、第三・四半期は二十六億ドルの赤字でござい、次は御指摘になりました公的決済ベース、これは昨年間で二十八億ドルの赤字でござい、前年は十六億ドルの赤字でござい、その点では数字はよくなつております。中を分けて申しますと、第四・四半期の公的決済ベースは十三億ドルの赤字、第三・四半期の公的決済ベースのしりは九億ドルの赤字ということではござい

す。この乖離の原因でございすが、これは、公的決済ベースと流動性ベースというものがどつちが違ふかというところの定義からおのずから出てくるわけではござい、大まかに申し上げますならば、公的決済ベースは、アメリカの銀行の借り入れ等は除外してある、流動性ベースではアメリカの銀行の借り入れ等が含まれてゐる、こういうことであらうと思ひます。

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

○堀委員 形式的にはいま言われたように、流動性ベースと公的決済ベースというのはそういうこととありますが、経済的にはどういふところに問題があるかといへば、七十億ドルにのぼるところの流動性収支の赤字がありながら、二十八億ドルの公的収支の黒字になるということは、一体何を意味しておるのか。これは、結局アメリカの民間資金がユーロに流れ出て、流れ出した結果が——それだけではないでしようが、ほかには財務証券の一九六八年における対外増加と、逆に一九六九年には減少しているというふうなこともあるかもしれない、ほかの要素も多少あるでしようけれども、主たるものはそういう民間資金がユーロに変わったといふことによる赤字、今度は逆にユーロを米銀が取り入れたという黒字、要するにアメリカの中から出ていったものが入つてきたもの、そういう形がやはり流動性ベースと公的決済の大きな乖

離の一つの象徴的な問題だ。要するに、各国の通貨当局のドルすらも民間に流れ出るほどに、アメリカは高金利によつてユーロドルを集めたといふことになつておるということではないでしようか。

○奥村政府委員 お説のとおりであると思ひます。

○堀委員 そこで、現在国際金融局は、アメリカの過剰ドルというのはいくつに推定してゐますか。

○奥村政府委員 アメリカの過剰ドルという定義でございすが、私も、私もこの問題を考えるときに二つに分けて考えたいと思ふのです。一つは、やはり外国の公的機関の手にあるドル、それから外国の民間の手にあるドル、これは相互にかきあがあるわけではなく、金利その他の要因によつて非常に移動すると思ひます。それで、全体として幾らという数字は、各国のいまの公的準備中の米ドルは、これは一九六九年九月の数字で恐縮でございすが、百六十六億ドルでござい、いままでアメリカのドルで外国人の持つてゐるドルが問題になるときは、公的機関の保有するドルというのが問題になるわけですが、このは、これは申し上げるまでもありませんが、金の兌換の要求が圧力になるということではござい、先ほどのお話し、流動性ベース、公的決済ベース、この二つを比べてみまして、公的決済ベースがいいといふことは、その限りにおいてはそういうふうな圧力がない、しかし流動性ベースにおいて赤字が大きいといふことは問題をあらわしているといふことであらうかと思ひます。

○堀委員 あなたは、いまあなたが言われたように、確かに各国通貨当局の持つておるドルと民間のドルとがある、そうすると、言うなれば過剰ドルといふのはその民間のドルとほぼ等しい、こう言いたいということですか。

○奥村政府委員 非常にむづかしい御質問でございまして、いまドルに対する需要といふものは一

体あるのかないのかという、フランスにいたし
ましてもイギリスにいたしなくても、あるいはド
イツにいたしなくても、供給不足という状態が実
はあるわけでございます。それで、そういう点か
ら申しますと、一口にいまドルは過剰であるかと
うか。私は決して、民間の手元にあるのがどうで
公的機関にあるのがどうでというのを結論的に
は申し上げませんが、いまの時期は非常に
微妙なものがある、一がいに申し上げるのはむず
かしいと思っております。

○堀委員 どうも話がかみ合わないのですがね。
それでは、一九六八年には大体百六十億ドルくら
いのユーロダラーが動いた。昨年は、私どもの感
じでは大体百四十億ドル近いものが余剰ドルとい
いますか、そういう形になっていくという実態は判
断をされているわけですか。それは百四十億ドルな
か百億ドルなのかというの、私もこまかい資料
からあれしているわけではなく、推計の問題です
が、そうすることで問題になるのは、そういう
中からいまの流動性ベースの赤字分を差し引いた
差額というものが出てきますね。だからその分だ
けは結局問題のあるドルになる。各国の通貨当局
なりIMFからそれだけ余分に流れているという
ことになる。ところがいま言うように、イギリス
もフランスも西ドイツもやドル不足という条件
が出ていくというのは、アメリカが高金利によっ
てそういうドルを民間から吸い上げてユーロダ
ラーを取り入れてきた。ユーロダラーというのは
民間から出てくるわけけれども、その民間のもの
とは各国の通貨当局からどう出てくるわけです
から。結局いまの一つの問題は、なるほど公的決
済ベースで二十八億ドルの黒字になりましたと
言っていますが、自然になったわけじゃないです
ね。アメリカの高金利によってこの公的決済ベ
ースが二十八億ドルの黒字になったのじゃないで
しょうか、どうでしょうか。

○奥村政府委員 お説のところはあると思いま
す。

○堀委員 だから、私がSDR問題についてひと

つ触れておきたいことは、現在の世界通貨の状態
というものはあまり自然な状態で動いていない。
ドルを主として買ったり売ったりしているのは、
アメリカ人以外ではなくてアメリカ人だという問
題が一つあるんじゃないですか。そうでしょう。

アメリカ人がドルを欧州に売ってたり、今度は
アメリカ人の銀行が欧州にあるドルをまた引き揚
げてみたり、もっぱらアメリカ人がドルをこうこ
うやってるのが主であって、アメリカ以外のは
うは、どちらかというとそれに影響されながらそ
れに追随しながらやっていると、こののが昨年の大
体の経過じゃないだろうか。そのことは一体どう
いうことになるか。要するにいまのそういうユー
ロダラーの取り入れた分と、それから流動性ベ
ースとの差額というものをもし余剰ドルとして見る
とするならば、その分はこれから毎年毎年まだふ
えていくのじゃないだろうかという気持ちで私は
するわけです。そのもととはどうしなければならぬ
かという、アメリカ自身が基礎ベースのバラン
スをとるようにならない限りは、いまのような状態
を続けていけば、その過剰ドルというかそういう
ものはだんだんふえていく。非常に矛盾に満ちた
案が片方では出ていくのじゃないか。なるほどS
DRを出して、アメリカはいまSDRを使ってい
ないけれども、アメリカがもし使うとするならば
その分だけは減るかもしれないけれども、大体
いまのSDRの取りきめでは、全部使ってみたと
ころで年間七、八億ドルでしょう。二十億ドル以
上もそういう分が出てくれば、その差額は依然と
して拡大する。だからいまの国際通貨上の問題
は、まず何はさておいても、アメリカが基礎収支を
バランスをとるといふ前提なしに問題は考えられ
ないのじゃないかというのが第一点なんです。そ
その点についてはどう考えておりますか。

○奥村政府委員 いまの政権が誕生いたしました
ときに私も伺ったことは、この国際収支の問題
というものを正面から取り組む、正攻法で取り組
むという政策意図の表明でございました。それ
で、アメリカの最近の経済政策がどっちを向いて

いるかということになるわけですが、われ
われの得ている指標では、実質のGNPは伸びが
とまってきた、あるいは鉱工業生産指数とか民間
住宅の建設着工件数、小売り売り上げ指数だと
かあるいは失業率、こういうものは景気の低下の
方向を示している。ただ物価のほうは若干まだ上
がっているようでございますけれども、政府も黒
字財政政策をとっておるということでございます
で、私どもはこれとお説のとおり、何と申しまし
ても流動性ベースと申しますか、あるいは実質的な
意味のアメリカの国際収支の黒字というものがな
ければ、やはり世界の通貨問題も安定はむずかし
い。しかし、アメリカがその方向に向かっている
努力をしているその効果があることをわれわれ
としては期待をしておるわけでありまして。

○堀委員 いまおっしゃったように、確かにアメ
リカ経済はマクロ的にはやや鎮静化しつつありま
す。しかし本年のアメリカ経済の見通し、一九七
〇年の見通しというのはいろいろ議論があるわけ
ですね。これはOECDが出しているもの、ある
いはアメリカの学者の中にも二通りも三通りもの
意見もあります。これは見通しですから、ここで
いろいろ議論をしてもさうどうこうということ
はありませんけれども、ただし、そういう案で
あるにもかかわらず、卸売り物価は一九五七年
一九五九年を一〇〇として、一九六九年の一月が一
〇・七であったものが、十一月の速報は一一四・
七ですね。生産は非常に横ばいになってきてい
る。鉱工業生産は横ばいになっておるにもかかわ
らず、卸売り物価は依然として相当な値上りを
続けておるといふことは、あとの貿易収支の動き
等を見ながらも、卸売り物価指数なり消費者物価
指数、おまけにこれは御承知のように賃上げの
年に当たるわけですから、そう簡単に私はこれら
が鎮静化するようにはマクロ的には思えない。
ちよっと私の手元に資料がありませんけれども、
第四・四半期の貿易収支は一体どうなったのだ
か。一九六九年の最終的な貿易収支は幾らにな
ったのか、ちよっと教えてもらいたい。

○奥村政府委員 一九六九年の十一月の貿易
収支、これは軍関係を除きまして四億三千八百
ドルの黒字でございます。内訳を申し上げます、輸
出のほうはやはり軍関係を除いて九十八億二千七
百万ドル、輸入のほうは軍関係を除きまして九
十三億八千九百万ドルでございます。

○堀委員 そうしますと、全体として年間七億
六千万ドルぐらゐの黒ということになったわけ
ですか。

○奥村政府委員 貿易収支は合計いたしますと、
軍関係を除きまして六億七千四百百万ドルの黒字で
ございます。

○堀委員 六億七千四百百万ドルの貿易収支の黒字
ということ、一九六八年とはほぼ横ばいというこ
とですね。一九六八年の第四・四半期から赤字が
続いているのがやや黒字になっているから、その
限りでは、今後の見通しははつきりしません。が、
私はどうもいまのアメリカ経済の動きを見ておる
と、それじゃ一九七〇年に貿易収支が非常に改善
されるという見通しは実はあまりないように思
う。だから、その意味では、一九七〇年の流動性
ベースのかんりの赤字を依然として予想せざるを
得ないのじゃないか、こう私は思っているわけ
ですが、その点はどうでしょうか。

○奥村政府委員 これはアメリカ政府がいま鋭意
取り組んでいる問題でございます。われわれ日本
の役所といたしましては、アメリカ政府がいつて
おりますように、二十億ないし三十億ドルという
ものを期待する、そのために努力をしている、こ
れに対してはひとつしつかりややつてくれ、これは
国際通貨制度のためにも必要であり、アメリカの
ためにも必要であるというふうな気持ちで、大い
にその成果のあがることを期待いたしておるわ
けでございます。

○堀委員 まあ御期待申し上げるのはけっこうで
すけれども、私は、やはり国際通貨問題というの
は、そういう期待や願望の上で成り立たないと思
うのです。きびしいものです。現実をはきわめてき
びしいものです。あなたの期待するようになるか

ならないか、また来年のいまごろやってみればわかる。いまの諸情勢から見ても、アメリカの流動性ベイスは少しは回復するかもしれない。このように七十二億ドルにもならないかもしれないけれども、この改善される幅というのはせいぜいでも二十億ドル内外程度のものであつて、場合によつてはあまり改善されない場合もあり得るんじゃないかということを第一点感じます。

○奥村政府委員 お説のとおりであります。SDRというものの性格は、これは金融価値が保証されておりますね。そのかわり金兌換性というものは認められていないということではないですか。

○奥村政府委員 そうすると、国際収支黒字国のドルは、理論的にいへば、やがてはSDRにだんだんと置きかえられていくでしょう。そうすれば、ある段階にくると、あなたのさつき触れた百六十六億ドルの各国が持つておられるの対米債権というものは、最終的にはSDRに全部置きかえられる時期がくるかもしれない。そうすると一体どういうことが起きるかという、今日ドルは金に兌換するということで問題は進行しておるわけですね。いよいよその段階までくると、いまやこの不安定なドルが金にかわつて世界の基軸通貨になつてしまふ、これが基本になつてしまふ、こういう時代がくるということに理論的にはなるわけですね、どうですか。

○奥村政府委員 結論的に申しますと、お説の点はちよつとわかりかねます。

○堀委員 どこがわかりかねるのですか。まず第一点で触れたSDRは金の兌換性がない。黒字国のドルは三十五億ドル、三十億ドル三十億ドル、その次もまた幾らかずつ毎年出していつて、赤字国はその割りで当てられたSDRで黒字国のドルをだんだん持つていく。黒字国のドルは最終的にはSDRにだんだん置きかえられていくんじゃないのですか、だんだんやつていくうちに、赤字国はSDRを使つては黒字国にSDRを置いていくわけ

けだから、こつちのドルはなくなつて赤字国のほうへいくわけだ。そうすれば、理論的に、最終的にはSDRに黒字国のいまの部分全部置きかえられる可能性が出てくる。そうすると、置きかえられた部分だけは金兌換性がないわけだ。そうしなければ、そういう意味ではドルは金兌換性——自分の国内のものは問題がないんで、外の黒字国のドルだけは全部SDRになつてしまふという場合が起れば、もはやドルは金に交換する必要のない通貨である。あなたのさつき言つた百六十六億ドルの質は金にかななければならぬですね。百六十六億ドル全部SDRになつたら、もうアメリカのドルというものは金と無関係に基本通貨になるということになるんじゃないやありませんか。なりませんか。

○奥村政府委員 SDRが各国の協力のもとにだんだんと順調に伸びていく。ただ一方では、各国の中央準備としてのドルがもう要らなくなるのは相当先の話でありまして、どうもこれから先、世界が必要とする国際流動性をドルにいままでのような調子で依存するということはむしろかしい。したがつて、金の問題につきましても、金は自然の産物でございますから、それに依存することゝもむずかしい。一方では世界の貿易もだんだんとふえてまいります。そこで、SDRというものをつくつてインフレにもならない程度の流動性を与えようではないか。ドルをいま全部中央準備から抹殺するとか追いつくというふうな程度で、そこまでの見通しのもとにこの制度が進んでいくわけではない、私もそういうふうな理解しております。

○堀委員 しかし、SDRを三十五億ドル、三十億ドル、三十億ドルとやつていくと九十億ドルになりますね。そうして、日本にいろいろ割りで当てられていくやつ、日本は使わない、赤字国のほうだけが使う、そうすれば日本は、日本にあるドルはSDRにかわるんじゃないですか。そのところからお伺ひいたします。

○奥村政府委員 日本は国際的な相互関係で協調を保ちながら、やはり貿易もふえてまいりますから、日本の準備というものがふえていくと思ひます。これは一つあると思ひます。

その次には、SDRを外国からしむけられた場合には、ドルをそれに対して渡してやるという問題もありますから、つまり、ドルとSDRの共存というかつてあると思ひます。

○堀委員 だから私が言つてゐるのは、外国が日本にSDRを持つてくれば逆に日本はドルをそつちへ渡してSDRと引きかえてやらなければならぬ。だんだん引きかえていけば、理論的には日本のドルは、それは理論的だからあれだけれども、全部SDRになるという場合だつてある。こつちにはまた逆にSDRをよそに対してドルと引きかえに使えるわけだから、そのことは理論的には日本の外貨準備というものが全部SDRになる。それはいまの九十五億ドルの範囲ではなりませんよ。ならないけれども、ずつとこうやつていくうちに理論的にはなる性格のものじゃないのですか。これはSDRをこれ以上出しませんということがどこかで起れば話は別ですが、そのことはやはり、四百億ドルの金を持つておる欧州諸国としてはどこかで、金と通貨が全然乖離することについては反対だという問題が出てくるでしょう。今度の南ア金協定のようになつて三十五ドル下ざえという問題もその背景から出てくるんじゃないですか。初めはこういうことになつていかなかったはずだ。この間の二重課税のときには、この間の南ア金協定をやつたときは要するに三十五ドル下ざえという新しい段階に逆戻りさせたというところじゃないですか。それをさしたことは、四百億ドルの金を持つておるところの欧州通貨当局がやはりそこに介入してゐるものがあるから……。どこかで理論的にはSDRをふやせなという側面はあるけれども、もしかりにSDRがどんどんふやされるとするならば、理論的にはそういう黒字国のドルはみんなSDRに置きかえられる可能性だつてあるのではないか。そうなれば金兌換の能力がないわけだから、もうドルというものが金にリンクする

必要は完全になくなるという時期が出て、ドルこそが基本通貨だ。そのことはケネディがこの前のIMFの総会で、平価の上げ下げの關係についてはつきりドル本位性ということを言つてゐるところから見て、私はその背景ということとはつきりしてゐると思ふのです。

○奥村政府委員 非常に奥の深いお話でございまして、私もついていけないのをおびしう申し上げなければならぬのでございしますが、金は、やはりこれは私も政府といたしましても、まだ廃貨、金の廃位という状況にはならないと思ひます。これは国際流動性のうちの一つの重要な項目として続いていく。それからドルにつきましても、あるいは先生のおつしやるように、計算をするあるいは一つの過程として理屈を突き詰めていけばそういうことになるのかもしれない。つまり、ドルの問題としてはまだドルも共存する。つまり、ドルその他、もしあれば一つの基軸通貨あるいは介入通貨といひますか、そういうものと金とSDR、三者が共存する。SDRはこれから先、国際的な協力のもとに打ち立てられた制度でございしますから、毎日経験を重ねていく。あるいはインフレとかデフレにならない範囲内においてこれを出すということが協定に書いてあるわけですから、そういうふうなワケの中でSDRは操作されていくということ、まだいまの段階で、おつしやられるような点を突き詰めていくのはいささか時期尚早ではないかと思ふのです。

○堀委員 いま私が言つてゐるのは理論的な話なんですけれども、しかし通貨問題というのはやはり、私は理論的な背景を無視して現実的側面だけでは論じられない問題だと考へてゐるわけですね。

いまの問題はそこまでして、そこでもう一つ伺ひたいのは、いまの国際流動性をふやす問題と、各国の世界的なインフレの關係をあなた方はどう見ていますか。これは国内的にいへば、マネーサプライのふえ方はその国内的なインフレに

無関係ではない。これはもうすでに日本銀行がその前、調査月報で明らかにしておるように、大体二〇%をこえるようなマネーサプライが起きたときには、それから一クォーターくらいおくれで物価の上昇が起こるといふレポートを出している。これも確かに過去の状態を見れば非常に明らかだ。日本も大体昨年の第三・四半期あたりからずっと二〇%をこえる程度のマネーサプライがある。そこで今度は国際流動性を増強すること、世界的にいまだ起こっているインフレーション——国内的に見てもマネーサプライがふえることがインフレを助長するというならば、国際流動性をふやすということは世界的にインフレのある現状において、はたしてそういう状態がインフレにどういふふうな作用していくか、これについてはあなた方はどう考えておられますか。

○奥村政府委員 インフレと流動性の関係でございしますが、流動性をふやすことによって経済運営の節度を免れしむるということになってはなるまいというところが、実はSDRの五年間にわたる最初から最後まで議論の基調であったわけですね。そういうことでインフレを起さないと、デフレを起さないとという範囲内において三年なり五年なりの長期を見渡してSDRを出そうじやありませんか。これは一方、それをやらないときにはどういふことになるかと申しますと、なるほどインフレ対策に非常に苦心している国が多いわけでごさいます。しかしながら急激な経済的収縮がもたらす国内的な諸問題あるいは国際的な問題もこれは看過し得ないところでごさいます。要は、その間の調和をいかにするかということでごさいます。必ずしもSDRを出すからいま世界の取り組んでいる問題に有害である、こうおっしゃっているわけだと思ひますけれども、直ちにそういうふうにならない。これは非常に微妙な問題でございしますが、私は、調和点を見出しながら進んでいくというのがいまの姿でないかと思ひます。

○堀委員 そうすると、三十五億ドル、三十億ドル、三十億ドルときめた背景は何ですか。三十五億ドル、三十億ドル、三十億ドルときめましたね。

それをささえる計数的な背景は何ですか。

○奥村政府委員 大体世界の貿易がどれくらい伸びているか、七%くらい伸びていると考へておられるわけだと思ひます。そういうふうな過去の趨勢値をとりまして、一年間にどれくらい流動性があられす約四十億から五十億の計算になります。その中で金というものは、先ほど申しましたようにやはり重要な一つの国際流動性である。ドルもまたこれに多くを期待する、あるいは増加を期待するものであります。その重要な項目であるものを除きますと、それは正確に出てくるものではありませんが、三十億とか三十五億とか、そういう見当がいまの貿易量の拡大に見合った、過去のデフレを考慮に入れた、しかもインフレにもデフレにもならないというものを考慮に入れた数字であるというところが、先般三十五億、三十億、三十億を出したときの議論の経過にあつたと考えられるのでございします。

○堀委員 実はIMFのこの間の報告の中に、輸入に対する公的準備の比率というものが出ていますね。この輸入に対する公的準備の、あなたがいま指摘した七%というのは一九五七年ですか、一九五二年から一九六八年までの平均値だろと思ひますけれども、この間における輸入に対する公的準備の比率というのを見ると、要するに、アメリカを除いた工業諸国とかその他先進国という形で見ると、この比率は実はほとんど変わっていない。変わっているのはアメリカだけなんです。アメリカは一九五二年に約二〇%くらいだったものが、一九六八年には三四%まで下がってある。だから、要するにこういうものが背景になつて実はSDRをつくらう、こういう一つの根拠になつていて私は思ふのだけれども、そういう一つの根拠になつておるとは、言ふなれば、SDRを発行しなければならなくなつたのは、過去におけるアメリカの国際収支が基調的にこういう赤字体制になつたということから起きておる国際通

貨上のアンバランスを、ともかくSDRで何とか補完をしようという一つの対策にはかならない、私はこういう評価を実はしておるわけですね。だから先進諸国なり日本なんかの場合には、やはりIMFの報告の中で触れておるうちに、カナダや日本というのはほとんど通貨準備はそう変わらない中で貿易取引も金融取引も非常に拡大が出ていて、こういう事実があるわけですね。だから、そういう事実が片面にあらなら、こういう問題をやるべきではないかという問題、これは、アメリカの世界に対する経済政策の誤りというのか、それが今日のこの問題を提起しなければならぬところに来ておるのではないかと私は思ふのです。

ちよつと時間の関係もあるし、大臣おいでになりましたから大臣に少しお聞きをしておきたいのですが、この間のIMF総会において福田さんは、ともかく為替のフレキシビリティについては反対だ、これはともかく固定為替をやつても短期収支が大きく動くときにはそれは為替管理で処理したいといふのではないかと発言をしておられるようにちよつと読んだのですが、その点はいかがでしようか。

○福田国務大臣 固定為替制を主張したのです。しかし、為替のほうまでは触れないのです。そこで、固定為替制につきましては、お尋ねもありませんけれども、いまなおこれがいというふうにごさいます。そういう考えで国際社会に臨んでいきたい、こういうふうにごさいます。

○堀委員 大臣はなぜ変動為替問題がこれほど——これまで大体IMFというところは固定為替というのが原理であつた。ところが、最近御承知のようにロイス委員会が問題提起をして、フアラール財務長官が発言をし、続いて昨年はシュバイツァーが発言をキングストンでやり、いまやIMFの中では変動相場問題は検討に値する——どうなるかは別として、検討に値するところへ来ておるようです。これはイギリスも触れておるし、あるいはイタリアも触れておるし、アメリカは当然そうなんですけれども、そういうことで

変動相場問題というのは非常に大きくクローズアップされて、たしかケネディ財務長官も、一九七〇年は要するに為替問題の年なんということをごさいます。この前とかで発言されておるのを新聞で私は読んだのです。なぜそういう変動為替問題が特にアメリカから出てきたと思ひますか。

○福田国務大臣 まず、あの論議、為替制度変更に関する論議が出てきたのはいつかというところ、これはちよつとマルクとかフランとかポンドとか、非常に流動的な時期です。たまたまそういう時期にIMFが開かれる。そこで問題になつたわけでありまして、一応鎮静をした今日におきましては、様相が非常に変わつてきておるのです。かなり思い切った改革をしようなんというふうな意見は目下影をひそめて、何か多少フレキシビリティを持たせる考え方はどうかというところ論議されるようなことになってきておるのです。でありますので、アメリカがどうのこうのということではなかつたと思ひます。

○堀委員 私は、昨年のIMFの会議のこれを全部読んでみても、しかし、イギリスのジェンキンス蔵相が二%幅拡大の問題に一応触れてはいますね。もつとも彼も機械的なクローリングベッグには反対だ、こう言っています。またイタリアのロンボ蔵相も、条件をつけながら実際にはやはりこれに触れておられます。だから、私は変動相場問題というものがなぜ出てきたかというところ、背景は、やはりもとをたせば、アメリカでロイス委員会が問題提起をしたことをはじめ、これはフリードマンも変動為替支持者じやないかと思ふのですけれども、そのもとには、私は実はやはりアメリカのドルと無関係ではないという判断をしておるのです。IMFというのは、本来はアメリカが主体であつたものが、ともかくそのIMFの一つの原則が新しい道に入ろうとしておる段階に来たおる点にも、私は、やはりドルの国際基軸通貨としてのやや弱い側面があらわれてきておるというふうにご感じておるのですが、大臣はそれは全然無関係だ

と思うのですか。

○福田田務大臣 無関係というわけではないと思いますが、昨年非常に激しい議論が行なわれたというの、ヨーロッパの通貨不安を背景としたものである、そういう理解をしております。

○堀委員 もう一問で一応休憩にしますが、一九七〇年という年の国際金融の問題は、私はやはりことはまたもや基軸通貨の問題になる年だという判断をしておるわけです。一九六九年というのはフランスなりドイツなり欧州諸国の通貨の問題となつた年ですが、私は、本年はやはり基軸通貨にはね返ってくる問題の年だと判断をしておるわけですから、これは判断の問題です。それを予測しておるというか、ケネディ財務長官も、やはりそれなりの為替問題の年であるというふうな発言をしておるのじゃないかと思うのですが、これはあとでまた時間のあるときに、ゆつくり国際通貨問題を大臣と少しやらしていただくことにして、そういう感じを持っておりませんが、大臣は、一九七〇年というのは、言うならば、要するにキーカレンシーのまた問われる年だということについてはどうお考えになっておりますか。

○福田田務大臣 私は必ずしもそう思いませんが、ポンドは御承知のような状態で、公定歩合の引き下げまでできるような状態になってきた。ドルもたいへん努力しておる。これはベトナム戦争の推移、こういうようなものがドルには大きく影響してくる、こういうふうには見えますが、さして不安要因がふえておるようには見えません。諸政策の努力が逐次効果が出てきておりまして、経済活動の指数なんかもすいぶん鎮静化の方向に向かつておる。こういうところを見ますと、ドルが不安要因をさらに増したというふうな受け取り方はしておらないのです。したがってあなたが、こゝしはキーカレンシーが問題になる年だなどというお話ですが、そういう認識は持っておりません。

○毛利委員長 この際、両案に対する質疑を中断

し、空港整備特別会計法案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

両案につきましては、すでに質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのでありますが、両案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、空港整備特別会計法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○毛利委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党を代表し、藤井勝志君外四名より、それぞれ附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者から趣旨の説明を求めます。坂元親男君。

○坂元委員 ただいま議題となりました空港整備特別会計法案に対する附帯決議案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の両案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を簡単に御説明申し上げます。

案文はそれぞれ印刷してお手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

まず、空港整備特別会計法案に対する附帯決議案について申し上げます。

御承知のとおり、政府は空港整備事業に関する経理を明確にするため、昭和四十五年度以降新たに特別会計を設けることとし、このため今国会に空港整備特別会計法案が提出せられたものであります。

最近における航空輸送需要の増大は目ざましいものがあり、これに伴いまして、今後ますます大型化、高速化された機材が導入され、運航回数も増加するものと見込まれております。

このような状況にかんがみ、本附帯決議案の内容は、総合的な交通体系の形成と空港整備に関する新計画の策定、航空機の運航の安全確保、騒音防止対策、税関業務等、空港における受け入れ体制の整備、適正な受益者負担による財源確保の諸点を骨子とするものでありまして、いずれも案文の文言で尽きており、特に御説明を加えることもないと存じます。

要は、特別会計移行の趣旨に即しまして、空港の整備の促進と運営の円滑化をはかり、所期の目的を達成せられるよう望むものであります。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について申し上げます。

今回の改正は、最近における国家公務員の旅行の実情にかんがみ、旅費の定額を改定する措置を講じようとするものでありまして、時宜に適切な措置であります。この際、政府は次の諸点につきまして、なお一層の努力を払い、公務が円滑に遂行されるよう配慮すべきであります。

すなわち、まず第一に、国家公務員の旅費につきましては、現在、三年ないし四年に一度改定されているところでありまして、最近における物価、公共料金等の経済情勢のもとにおきましては、適宜旅行の実態等を見直し、経済情勢の変化ができるだけ早く反映されるよう改正に万全を期す必要があると認めます。

第二に、移動料につきましては、現在、等級別に区分され、その額に格差を設けておりますが、必ずしも赴任の実態に適合しているとはいえない面もありますので、家族構成等、生活の実態が十分反映されるよう、その制度の合理化につとめるべきであるとするものであります。

第三に、日額旅費につきましては、実費を下回らないようすみやかに改定すべきであるとするものであります。

以上が両附帯決議案の提案の趣旨であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

空港整備特別会計法案に対する附帯決議(案)

最近における航空輸送需要の急増と今後の航空機の大規模化、高速化に対処するため、政府は、次の諸点について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、輸送構造の変化に対応する総合的な交通体系の形成に努めるとともに、早急に空港整備に関する新計画を策定すること。

一、航空機の安全を確保するため、保安施設の整備、検査体制の充実並びに交通管制業務の近代化等を推進すること。

なお、航空機の騒音による障害に対処しては、その防止策につき格段の措置を講ずるよう努めること。

一、空港の機能を円滑ならしめるため、税関、出入国管理及び検査業務等受入れ体制の万全を図ること。

一、航空機利用の実情にかんがみ、特別会計移行の趣旨に即して適正な受益者負担による空港整備財源を確保すること。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、物価、公共料金等経済情勢の変化に対処して、適宜みなおしを行ない、時期を失すること

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、物価、公共料金等経済情勢の変化に対処して、適宜みなおしを行ない、時期を失すること

のないよう、旅費の改正に努めること。

二、移動料については、その実態等を考慮して、実費を下回らないように定めることとし、その制度の合理化に努めること。

三、日額旅費については、実費を下回らないようすみやかに改定すること。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

まず、空港整備特別会計法案に対し、動議のごとく附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対し、動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

両法律案に対する各附帯決議に対し、政府の所信を求めます。福田大蔵大臣。

○福田大蔵大臣 ただいまの両法律案に対する附帯決議につきましては、関係省庁との十分な協議及び必要な実態調査を行ない、御趣旨を体して努力いたしたいと存じます。

○毛利委員長 ただいま議決いたしました両法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 午後二時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後二時三十分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律の一部を改正する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員 さつきフレキシビリティの問題についてちよっと大臣とお話をしておたのでありますけれども、その中に、私が持っておる資料によりますと、福田大蔵大臣はこの間のIMF総会で、リミテッド・フレキシビリティについて、「私はまた、かかる資本移動を制限し、抑える直接的手段をとることも特殊の状況の下では正当づけられると考える。こういう手段が基金協定の精神に合わないとは考えない」と述べた、こうなっているのですが、私はさつき福田さんに、レートの固定化については必要だ、しかしレートの固定化だけをやっておれば、少なくとも短期資本収支の移動に対して無抵抗になるから、それならばそれに対する何らかの措置が必要だということ、要するに短期収支に関する為替管理上の処置が必要だということを言ったんじゃないか、こう聞いたから、本人はそう言っておらぬと言っておるのです。事実は言っておるように書かれてあるんだが、それはあなたはもうどういうふうに聞いたか、ちよっとそこから……。

○奥村政府委員 先ほど大臣がお答えいたしましたのは、去年の秋の総会の中でもございました

し、演説の一行、二行でございまして、ちよっと失念をされたのではないかと思うのです。むしろ、相場制度の問題を考えると、政策運営のプリンスシブルが大事であるということ、頭に持っておられまして、いまの短期資本等の移動制限については少し失念されたのではないかと思ひます。ただ私どもの考えるところは、実はIMFの精神に違反しないのではないか、ヨーロッパの国がEBCその他をつくりまして経済の動向というものを考えておりますので、資本取引、特に短期資本取引まで含めてこれを自由化するという方向に現在進んできたわけでありまして、しかし、私どもの目から見ると、これはいさか理想を追いつ過ぎた感もあるのではないか。これから先私どもが問題を処理いたしますときには、短期資金の問題はよほど注意をして臨むということは、ほかのこととはどうありましようとも、大事ではないかと考えております。

○堀委員 そこで、いまのフレキシビリティの問題というのは、私は、何か日本は海外にいるような気がしておるけれども、やがてこの渦中に立たされるときはないとはいえない、こう見ているわけですね。さつき大臣も言われたように、フレキシビリティの問題が出てきた背景というものは、確かにポンドなりフランなりマルクの変動の問題に関連して出てきておるわけけれども、いまドルのほうも固定をするという形になるならば、場合によっては円はドルとの関係においていろいろ論議をされる対象になりかねない、きつ々あるのではないか、こう思っておるわけですね。そうすると、その場合に、わがほうは固定相場ということになるならば、場合によってはそういうスペキュレーションに対する対策を、いまIMFで言われたような形でとるとするならば、一体どういう項目に対してどういう処置がとれるのか。とりたてたいことではなくて、とれるのかという点を、ちよっと短期収支対策としてひとつお聞かせ願いたい。

○奥村政府委員 私どもは為替管理を考えますと

きに、非居住の問題、居住の問題、二つに分けて考えておるわけでありまして、いままで私も、居住者に対する円の外貨と交換性というものは、短期資本に対する管理という見地から、どちらかといえば慎重にしていたわけでございます。

一例をあげますと、私も、居住者が外国に預金を持つということ、これはスイスフランがどうだから、マルクがどうかというふうなことで、預金を持つということはいま認めていないわけでありまして、それから、私どもが外国の債券を自由に持つということも、同じような趣旨で認めていないわけでございます。

今度はちよっと観点を交えて、非居住者が日本の円を持つという場合があると思うのです。

これは自由円という勘定がありまして、ドルから円に転換して得た円というものは、これをもう一ぺんドルにかえられるということで、特別の性質を持つ勘定として区別いたしました自由円制度があるのですが、これは日本の銀行に対してユーロダラーの取り入れなどとあわせて、行政指導ではございましてけれども、ワクを与えておる。これは国内の流動性をどうするかという見地も含めて、またかつは、いまの円に対する問題も含めて、現在管理をしておるわけでございます。これは全部申し上げますと長くなりますので、考え方の基本を申し上げますと大体そういうことでございまして、

○堀委員 そうすると、いま御承知のように、短期収支の形で証券投資がかなり進んできておりますし、昨年は年間六億五千万ドルくらい入ってきておる。それではいまの非居住者の日本に対する証券投資は自由円勘定ですか。

○奥村政府委員 いま日本の株を非居住者が買うときには、自由円勘定を持っておりまして、その残高で買うこともできますし、あるいは外貨をもって買い入れることもできるわけで、二つできるわけでございます。

○堀委員 そうしますと、自由円勘定のほうは、いまあなたの言ったように、一応取り入れにワクをつけようと思えばつけられる。しかし、外貨を

もってストレートに入ってくる資金、これはコントロールできないんじゃないか。これをコントロールするにはどうやってコントロールするか。それは国内的な措置なんですか、対外的な措置でどうやってコントロールするのですか。

○奥村政府委員 いま日本の証券を外国人が買っているのか悪いということにつきましては、制限業種は一五%、それから非制限業種は二〇%というところまでは自動認可で認めますということを共同省令で認めているわけでございます。こういうことをいたしますのは、一つは既存業種に対する外資の導入、これはポートフォリオの単なる間接投資の実質を持つ場合もありますし、直接投資の性質を持つ場合もありますけれども、要するにそういうものを頭置きしまして、一五%、二〇%というワケをかぶせてあるわけでございます。これは私もとしてはいろいろな目的を持つものでございますから、そう簡単にこれを動かしたいという性質のものではないと思うのですけれども、問題が非常にむずかしいというときには、手段としてあるかないかといわれれば、あるわけでございます。

○堀委員 実際はしかし、私がいま言いたいことは、たとえソニーの取得限度は動かすわけですね。これはときどき一ぱいになった場合については動かすということになるわけだから、実際にはかなりはいるし、品目別に一五%、二〇%ですから、全然彼らの買っていないものもありますし、買おうと思えば買えるわけですから。実際は全株について限度一ぱい買おう——買うか買わないかは別として、買おうと思えば買えるという意味では、かなり外貨が入ってくる可能性があるわけですね。そうして、いまも言われるように、緊急避難的に押えるといつてもいい、いまの片一方二〇%まで認めているときには、急にいまこは五%でだめですということには、私はなかなかならないと思うのです。実際は、いまの限度一ぱいまではこれはやむを得ないというかつこうにならざるを得ないんじゃないか。だから、これは

単に一つの例でありますけれども、要するに、何らかのところでホットマネーが入ってくるというときに、いまのいろいろな諸情勢から見ても、自由勘定の問題一つをとってみてもそうですが、なかなかそう簡単にいきにくい側面があるんじゃないだろうかという、ちょっと不安があるわけですね。これはこの前のマルク切り上げのときを見ても、結局その後で七十五億ドルから九十億ドル、二十億ドル余りのものがごく短期にさっさと入ってきて、また短期にさっさと出ていくという、これはいまのE.E.C.の特殊性もあるでしょうけれども、しかし日本の場合にもそういうスベキレーションが起きないという保障もない。またそういうスベキレーションが起き出したときに、私はいまの短期収支に対する管理というものがほんとうに有効かどうかという点について、実は少し疑問を感じている。その点はいまの欧州と日本はちよつと違いますが、まだいろいろな点で為替管理がたぶん残っている国だから、逆にいえば、ややややすい条件というものはあるかもしれないけれども、しかしそうだからといって、これからだんだん開放体制にわれわれ進めなければならぬことを求められている段階ですから、依然としていまの為替管理のワケの中にいましよというわけにはいかないというところになると、そのほうはゆるめなければならぬ、しかし場合によってはまた締めなければならぬという、こういう二つの側面が今後を考えていかなければならぬ問題かと思うが、その場合にはスベキレーションが起きないほうが——これから起きないためのいろいろな対策はあつてどうして、もしスベキレーションの対象になるような場合の対策としてはどうするか、その点をちよつとお伺いします。

○奥村政府委員 まことに御指摘のとおりでございます。一方では自由化を進めなければならぬ、一方では他山の石を見て対策を講ぜねばならぬという二律は簡単にはまいらぬわけでございます。いま申しましたほかに、ドイツ、フランス、イギリスの例を見ますと、貿易のリーズ・アンド・

ラゲズがやはり多く働いているわけです。これは私どものほうに標準決済規則というものがございまして、輸出、輸入それぞれについて、貨物を入れる前、あと、出す前、このときに何カ月以内に決済するというような規則をまだ残しておるわけでございます。やはり一ぺん裸になりまして、なかなか問題もございしますので、平素から治にいて乱を忘れるという考え方で臨んでいかなければならぬということ、私もとしては、いままでの日本の体制というものは、ヨーロッパあるいはアメリカのそういう関係の専門家から見てもかなりそういう問題に対しては打つべき手は持っている体制であるというふうに見られておるわけでございます。今後ともこのお話しした点はよく頭に置きまして、やはりこれはきめめのこまかいことを考えてやらなければいかぬと思っております。万全の策を講じてまいりたいと思っております。

○堀委員 そこで、実はいまの為替の平価問題とのかという問題と私は思っています。スベキレーションが起きてから判断をするというのでは実はやや問題はおそいのではないかとこの感じもするし、そうかといつてなかなか、これは確かに政治的な問題だから、そう早く判断もできないだろうし、そのためにはいろいろと対策も必要だろうと思ひますが、まず、私はいまの日本の外貨の状態で、まあまあその切り上げの問題はわれわれの側から見るとまだ問題でない、こう見ておるわけですね。しかしこの間も予算委員会でも少し触れたように、いまのようなかつこうで引き締めを続けると、これはどうしてもやはり外貨がたまるということとはだんだん避けられないだろう。というところになりますと、外貨のたまりぐあいのいかによつては、欧州諸国の問題は私はあまり気にしないけれども、特にアメリカ側がやはり切り上げるといふ問題提起を強くしてくると、これはやはり貿易との関係もありますから、非常に複雑な問題になりかねないという判断を実は持つておるわけですね。そういうようなことを避けるため

に——私は、これは単に国際金融上の措置だけではないと思ひます。全体の財政金融政策一般の関係もあるけれども、特に国際金融上、切り上げに必要ないような適切な運営をやるというために必要なポイントの一体何か、国際金融局として考えておることをちよつと述べさせていただきます。

○奥村政府委員 これは分類をしますと、たくさんあると思うのですが、一つのグループは輸入の自由化、あるいは資本の自由化というふうな、つまりいま保護された形で日本の円がある、これをこういう方向に少しでも過保護を取り去っていく、こういう方向の対処のしかたが一つある。もう一つは、こういう際には、いままで借りておる借金、その中で期前償還をやっているものもあります。さういふものをどんだん処理をしていく。さらにまた、もう少し別の範疇でございしますが、国内の流動性をどうするかという問題があると思ひます。大体三つあるわけでございますが、最後の点は、なかなかこれは複雑な問題とのかね合いがあります。あまり大きなことを出さざるわけにはまいらないのではないかと。したがって、いままで私どもとして考えてまいりましたのは、さきにも申しました二つの点でございます。

○堀委員 ところが、これはこの間、暫定措置法の中で関税局とも少しやつて、これは関税の本法で少しやりたいとあとに延ばしておるわけですが、これも、輸入の自由化問題も、私はやはり大いにやらないければならぬし、特にその場合には、わが国の側が持つておる非関税障壁を含めて、もうちよつと前向きに再検討しなければいかぬじゃないか、こう言つておるけれども、これはまた農産物その他、非常に中川政務次官も関係をする問題等を含めて実際はなかなか簡単にいかないという、国際問題だけで解決ができない国内的諸問題がある。

資本の自由化についても、私ももうかねてから、こまめであれば競争原則というものは何とも国内だけじゃないと思うのです。国際的にも競争をやらせることによって、国民によりよき商品を提供

に——私は、これは単に国際金融上の措置だけではないと思ひます。全体の財政金融政策一般の関係もあるけれども、特に国際金融上、切り上げに必要ないような適切な運営をやるというために必要なポイントの一体何か、国際金融局として考えておることをちよつと述べさせていただきます。

するということややはり資本主義のメロッドじやないのか。資本自由化は大いに進めろというのが大体私の、これは個人的ではあるけれども、持論なんです。ところがこれも実はなかなか産業界がいろいろ抵抗して、まあ私などに言わせれば、自動車自由化をもっと早めることによって、繊維問題などはもうちょっと合理的処置をすべきだと考えているわけです。アメリカ全体として見れば、自動車の資本自由化のほうがわずかな繊維の制限問題よりはるかに利益として大きいものがあるにきまつているのだから……。ところが力の強いやつがそんなところをがんばるものだから、ついに力の弱いほうへしわが寄ってくるというような現象がいま起きていますと私は思う。だから、この資本の自由化は、言うはやすくして、これも国内的要因が働いてなかなかうまくいかない。借金の期前償還はまだいいと思うのですけれどもね。そうすると、結局残ってくる一つの道は、逆に日本側の海外への投資問題というものが積極的に行なわれるということになるべきではないのか。そうすると、これはあとで海外経済協力に關係してくるけれども、これがまた実は金だけ出すというだけで、中身がとれない投資ということになってくると、いづれを見ても、いまの円対策として打つべき方法があつても、なかなか實際化しにくい問題がかなりあるという一つの側面が実は出てくるわけですね。

だから、これはあなたのところだけの問題じゃないし、関税の問題もあるし、通商上の問題もあるし、農林政策もあるし、特に国内流動性の問題、いろいろありますから、ここだけの議論にはならないけれども、私は、やはりあまりに、そういうことがとれるから心配がないということよりも、こういうものはなかなかとりにくいという前提で、円対策ということについては相当展望を持った処置を考えておかないといけないのじゃないか。これはもう単にアップ・ツ・デートの問題というよりも、やや一つの既定コースの上で考えなければならぬ、ある意味では構造的な対策という問題を含めて考えなければいかぬ、こういうところへ来ておるのじゃないかというふうに私は思うのです。やや政治的なあれだから、政務次官、これについてひとつあなたの見解をお聞きしたい。

○中川政府委員 なかなかむずかしい問題であります。過去の経緯あるいは世界的な経済、いろいろな問題を勘案しつつ、やはり慎重に処してまいらなければならぬと思ひます。

○堀委員 いまの問題、一応そこまですて、さつき福田大蔵大臣は、リミテッド・フレキシビリティの問題については、大勢はもうそういうのは鎮静しつつあるというか、そういうような式の発言をされたけれども、ことしの一月の終わりに、アメリカの大統領の経済諮問委員会の報告がこれについて出ていますね。金融局長御承知だと思ふのですが、ここで経済諮問委員会がいろいろ報告をしておる問題の中には、私はやはり、アメリカとしてはフレキシビリティの問題について決してあきらめていないというか、この報告を讀むと、ややクロージング・ベッグという問題に前へ進めたいという考えではないのかという気持ちは受け取っておるのですが、この大統領経済諮問委員会の報告について、国際金融局長はどういう判断をし、どういふふうに出ておるのか、ちよつとお答えを願ひたい。

○奥村政府委員 いまのお話は、一番新しいことばではグレート・フレキシビリティと呼んでおります。もうIMFの中でも実はことしになりましてから数回会議があるわけです。まだG10ではやっておりません。もちろんアメリカも関心を持つ国でありますからいろいろな機会にいろいろな意見が出るわけですが、必ずしもアメリカの中の見解は完全に統一されておるわけでもないというふうには私もまだ解しておるわけでありす。これは非常にたくさんさんの國が關係いたします。特定の國の考えがどうであつても、全体の一致がなければなかなか前へ進まない。そういうのをずっと見渡してまいりますと——私はアメリカだけ見る必要はないと思ふのです。全体を見渡し

てみますと、グレート・フレキシビリティというものをやるとディシプリンがおそろになるという意見がかなり強いのです。考えてみますと、四分の一世紀にわたつて現在の固定平価制度というものが非常に有効に機能してきたわけでありす。大臣が申しましたように、去年はいろいろ問題がございまして、こういうことに關心が集まつた。關心が集まればどの國でもこの問題について積極論が出る、あるいはまたもう少し慎重であるべきだという議論も出る。公平に申しまして、いまのところはこの問題はかなり慎重に扱われなければならぬという議論が、私もが見る限りでは大勢を占めております。おりますので、まあわれわれとしては大臣先ほど申しましたような考え方でのこの問題と対処していきたいと思つておりますが、主張すべきところには十分主張をする。そしてあくまでもいまの國際通貨制度の問題は経済運営の節度にあるということをはかてから主張してまいりましたし、これから先も主張してまいるといふふうな考えでいるわけでありす。つまり私が申し上げたいことは、相場のグレート・フレキシビリティということでは問題が解決しない。相場の制度の改正というものが処理し得る範囲はそれほど大きくないということとを認めておる人たちがかなり多いということとを認めておる。

○堀委員 まあ確かにこの諮問委員会の報告も、實際的に数ヶ國でやってみたらどうかというような提起をしているのですから、もちろんこの問題はアメリカだけでやることもない、こう思ひますけれども、これはしかし私は、いい悪いの問題は別として、結局これまでのいろいろな平価の問題というのは必ずその前段にスペキュレーションを伴つたり、要するにある程度避けられるべき性格の方法も考慮の余地があるのじゃないかという気がするわけです。そうすると今度は、しかしそういうものがあつたらスペキュレーションがなくなるかという、それもまた問題は別かもしれませんけれども、やり方はいろいろ固定的なやり方もあるでしょうし、ある程度自由裁量の入る

やり方もあるでしょうし、やり方をそのものも千差万別、いろいろ言われているからどれがどうだということにならぬと思ふのですけれども、どうもいまのような世界的な通貨の關係、特にあなたがいま指摘したような各國の節度ある経済運営がなかなかそういつてないという現実ですね、そういう現実から、実物の力と相場上の平価上のものとの間に常に乖離が生じ得るのではないかと、私はこゝろ思つておるのです。

私、この間ちよつと選挙応援に長崎に行つてホテルに泊まつてみて、そこでエクステンジのレートが出ておるのを見ると、そのエクステンジ・レートというのはすでにもう三百六十円をかなり下回つたものが現実に出ておるわけですね。そうするとそういう実物のエクステンジ・レートといふ平価上のレートと平価上のレートといふものは一体それじゃ理論的にいうと何だということになつてきまつた。だからそこらの問題を含めてみると、やはり実物のレートと平価上のレートといふものももう少しある程度運動するのでないと、日本のように居住者に金の出入れを認めないのですからいいですけども、やり方によつて實際にはさやが取れるわけですよ。為銀はそういうことをたくさんやつておるのじゃないかと私も思うし、特に各國の平価の動きのときには、そのニューズ、情報の処置のいかんによつては、為銀なり貿易商社なりはプラスになったりマイナスになつたりするわけですからね。そういうやり方と実物と現物、または先物の關係ということになるでしょうけれども、こういう問題が今後かなり続いてくるのじゃないか、こういう感じがしてならないものだから、検討に値する一つのものがないことではないという気がするのです。それをしなればならないという意味じゃないけれども、だからそうすると、今度はやはりそういうような式のやり方なしに、変動相場ではなしに、適時平価を動かせばいいじゃないかということになるけれども、それはなかなかちよつと簡単に公定歩合を動かすようなわけにいかない。ということにな

ると、今後の状態でやはり何らかの方法があつてもいいのじゃないかという気がするのですが、その点はどうでしょうか。

○奥村政府委員 まず具体的な話で長崎の相場からお話があつたのですが、この円札につきましては、トラベラーズ・チェックにつきましては電信売買相場を使つてこれに手数を加味するわけでございます。先ほど私が聞き違えたのかもしれないけれども、これが公定価格でございます。つまり、普通三百六十円というものを上下に一%以内というところで売買をするように、私どもの外為特別会計も介入しているわけでございますけれども、それを為替銀行のほうも両がえ所のほうも守つてやつておりますので、決してインチキな、法に反した相場が立つていふふうには私ども思つていないのでございます。

それからその次に、節度というものを強調しても、現実にはこの世の中には——世の中というのはおかしいのですが、各国なかなか節度を守りにくいのが現実ではないかというお話があつたのですが、逆に相場のさらに大きなフレキシビリティを認めた場合、節度をゆるめることになりはしないかということを私は申し上げたかったのでございます。

それからもう一つは、やりたい国がやればいじやないかということをおっしゃいました。これは一つの考え方だと思つたのですが、ドイツが先般非常に混乱におちいりましたときに、IMFの黙認という形で相場をつり出したわけでございます。あとある点を見つけて相場をつくつた。この間の事情についてはIMFは黙認をしたというかつこうになつた。またブラジルなどでは、現実には平価を非常にしよつちゅう動かしているわけでございます。そういう国が現にあり、過去にもつとあるわけでございます。そういうことで、何も制度がなくとも特定の国はやればやれるじやないかという議論も、全体の中に出てきているようなことを私は聞いております。

それから、追ひ込まれた形のスペキュレーション

ンというお話があつたのでございますけれども、確かにイギリスがポンドを切り下げる、フランスがフランを切り下げるという、切り下げのときには非常に追ひ込まれた形になるわけでございます。ところがドイツ——よその国のことをここであまり申し上げるのは私よくないと思うのですが、ちよつと触れてみますと、政治的にいろいろ議論があつたようでございます。つまり、切り下げでなくて切り上げの場合に、いろいろ議論が分かれてきて、それがもつてめんどろなことがなつた。したがつて、こういう問題は扱ひをよほど慎重にいたしませんと——切り下げのときには切り下げで追ひ込まれることはございますが、そうでないときにはよほど慎重に扱ひなければ、その害の及ぶところはかり知れずということでありまして、私どもとしては、この問題はお話しの御趣旨をよく頭に置きまして、しかし慎重に対処していきたいという気持ちでございます。

○堀委員 大体、一般的な論議は以上といたしまして、ちよつと法律の中のことを二、三伺つておきたいと思ひます。

法律の第八条に「前三条に規定するものの外、第五條第二項の規定により発行する基金通貨代用証券（前條第一項の規定により日本銀行が買い取つたものを含む。以上同じ。）に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。」と、こう書いてあるのどういふ問題が代用証券について必要な事項なのか。この法律のことをお聞きします。

○船後政府委員 現在出資国債同様の規定があるわけでございます。現在もやはり国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令というのがございます。この省令の内容をいたしましては、たとえば取り扱い店をどうするか、証券の形式をどうするか、きわめて事務的な事項でございます。大体今度の場合もこれと同じような省令で定められると考えております。

○堀委員 わかりました。

そこで、今度もう一つ前にいきまして、第七條

の第四項ですね。これもこれまであつた規定を讀みかえたわけですが、「前項の場合において、当該基金通貨代用証券の償還期限及び利率は、第一項又は第二項の規定により日本銀行が基金通貨代用証券を買い取つた日の現況による他の国債の発行条件に準じて、大蔵大臣が定める。」と、こうあります。そこで、これは日本銀行に強制的に買い取らせなければならぬから当然利子をつけるんだというところはそれでいいと思うのです。問題は、その利子はそのときの条件によるものでわかるけれども、償還期限というものは、これはその他の国債の現況によるものではなくて、実質的には外為会計の資金状況によるものではないかという気がするのですが、法律の書き方はどうもそうならないわけですね。ここは一体どういうことでしょうか。その他の国債というのはもうみんなたいてい七年くらいは次々とあるんですよ。利子はいいのですよ。勘案してきめるというのはちよつと問題があるような気がするのです。

○船後政府委員 この基金通貨代用証券、特殊な国債でございます。IMFとの間に、ある場合には証券形式、ある場合には現金が循環するわけでございます。そこでの確な意味における償還期限がいつであるかということとは非常にむずかしいわけでございます。しかし、必ずしも外為証券といたつたような短期の金繰りのものとも違うわけでございます。どちらかといへばこのような長期と短期の国債の中間程度の期限のものではなからうか、かように考えております。いままでの出資国債の場合には、これは長期国債並みにいたしまして、七年という長期期限になつております。今回の改正によりまして代用証券につきましては、必ずしも期限にとらわれるつもりはございませんけれども、周囲の状況を勘案いたしまして考えたわけでございます。

○堀委員 これは、結局日本銀行のほうに代用証券を買わせるということは、要するに外為側としての資金に關係があるのではないか。だから全部

強制的に買わせるわけだから、差額について買わせることになつてゐるんだけれども、買わせたらそれはもう買わせっぱなしで七年なら七年、十年なら十年はそのまま金利を払いますよ、ということなのか。だから私が聞いてゐることは、代用証券、これは私は初めから期限はないものだと思うのだ。本来こういうものは期限つきに発行する必要があるから期限はない。しかし、日本銀行に買い取らせるときから期限をつけてやらなければならぬ。向うは無期限のものを買い取らされたものでは困るから、期限をつけてやらなければならぬ。これは、他の国債との關係で利子を見てやることはわりと簡単だが、その期限を切る限度は国債との關係で見るべきなのか。他の国債とは性格が違つたわけだ。本来、初めから名前は国債とつておる。あとのほうに出てくる、要するに世銀に對するものはこれは依然として國債になつてゐるわけだ。國債といふのは、ことばは國債だけれども、發行の趣旨はいまの一般的内國債とは違つたわけだから、言ひなれば、本来は一種の代用証券です。一種の通貨みたいなものです。それを買ひ取らせるといふことは、要するに資金の關係なんだから、資金關係の見通しが明らかにする時限を限ればいいのじやないかと私は思つてゐるわけですよ。しかし書かれてゐることは、他の國債との見合ひできめるんだと書いてあるものだから、どうも本来の趣旨はそうじやないんじやないかと思つてから私は聞いてゐるわけですよ。資金關係じやないかという気がしてゐるので……。

○船後政府委員 外為の資金繰りと申すよりは、むしろIMFのほうで円のかつこうで保有する必要があるのかないのかという問題でございます。引き出したのがIMFに金を返した、したがつてIMFのほうで円が余つてきたという場合には、今回の改正法によりまして、通貨代用証券を再發行してその円を取り戻す。取り戻しました円でもつて日本銀行に買い取らせたいものをまた引き取る、こういうことになるわけでございます。で、實際的な意味における償還期限といふもの

は、IMFのほうの都合あるいは加盟諸国の都合によつてきまつてくるわけでございます。しかし、一応日本銀行との関係は、やはり政府対日本銀行との関係でございますので、償還期限、利率もはつきりきめておかねばなりません。そこで、従来は七年ということにしていたわけでございますが、これは実は理財の所掌ではございませんけれども、このあたりが基準になつてきめられるものと思ひます。

○堀委員　そうしますと、私がちよつと思ひ違ひしておつたわけですが、あとの処置は償還によらないで買い取りによるから、償還期限というものは一応きめるんだということをここで書いたということですね。主として実行的な出入りというものは、買わせる、または、言うなれば買い取りでしょうね。こういう処置をするということではただ向こうにある間は期限なしの債券を持たせるわけにいかないから期限を一応付する、こういうことですね。大体わかりました。

○船後政府委員　そういう意味で「準じて」ということでございますので、やはり短期と長期の国債の中間程度のもを考へてもいいのではないかという気持ちでございます。

○堀委員　私がこの法律についての疑問として、いることは大体わかりましたから、以上で質問を終わりますけれども、実はこういう非常に重要な案件を大蔵大臣なしに質疑を終了するわけにはいかないと私は思ふのです。そこでこの法案についても、時間は許される範囲でいいけれども、やはりちよつと大蔵大臣との論議をしておきたいし、あわせて海外経済協力についても、きょうちよつと申し上げたように、外務大臣及び大蔵大臣の、時間はワクをきめませんけれども、出席を求めて、少しこの問題についての質疑をさせていただくことを前提として、当法案の私の質疑を終わります。

○毛利委員長　次回は、来たる二十四日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

